

## 平成21年第2回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第2日目)

平成21年6月24日(水曜日)

午前9時30分開議

第13 一般質問

第3 議案第43号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

第4 議案第38号 平成21年度訓子府町一般会計補正予算(第1号)について

第5 議案第39号 平成21年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

第6 議案第41号 平成21年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

第7 議案第40号 平成21年度訓子府町老人保健特別会計補正予算(第1号)について

第8 議案第42号 平成21年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

第9 議案第47号 訓子府町水道事業会計欠損金の処理について

第10 議案第44号 訓子府町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第45号 訓子府町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第46号 訓子府町定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

第14 請願第1号 水田・畑作経営安定対策の見直しを求める請願書

追加日程

意見書案第4号 水田・畑作経営安定対策の見直しを求める要望意見書  
所管事務調査について  
議員の派遣について

出席議員（9名）

1番	佐藤静基君	2番	河端芳恵君
3番	山本朝英君	4番	川村進君
5番	小林一甫君	6番	橋本憲治君
7番	工藤弘喜君	8番	西山由美子君
9番	上原豊茂君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	佐藤明美君
総務課業務監	伊田彰君
企画財政課長	山内啓伸君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	平塚晴康君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	八鍬光邦君
農林商工課長	佐藤正好君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	林秀貴君
水道課長	竹村治実君
子育て支援センター開設準備室長	菅野宏君
教育長	山田日出夫君
管理課長	上野敏夫君
社会教育課長	小野良次君
幼稚園・保育園事務長	菅野宏君
社会教育課業務監	元谷隆人君
教育委員長	飯田洋司君
監査委員	山田稔君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
会計管理者	三好寿一郎君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	森谷勇君
議会事務局係長	小林央君

開議の宣告

議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

なお、谷本農業委員長および田古選挙管理委員長から欠席の報告がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

ここで、今日も温度が上がるそうなので、上着を脱ぐことを許可いたします。説明員の方も遠慮なさらずに上着を脱いでください。

一般質問

議長（橋本憲治君） 日程第13、一般質問を継続いたします。

5番、小林一甫君の発言を許します。

5番、小林一甫君。

5番（小林一甫君） 5番、小林です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、1点目につきましては、プレミアム付商品券発行事業についてであります。

地域活性化を推進する目的で交付され、町が助成したプレミアム付商品券の発売に関し、町民の人達から町に対し不満の声、苦情が多数あったと聞いておりますが、どのような対応・処理をしたのかお伺いをいたしたい。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、プレミアム付商品券発行事業についてのお尋ねをいただきましたので、お答えさせていただきます。

昨年度、補正予算により実施しましたプレミアム付商品券の発行に際しましては、議員、ご指摘のとおり、売り切れで購入できなかったなどの不満の電話等が寄せられたところでございます。

町としましては、事業主体である訓子府町商工会に対し、広く多くの方に購入いただけるような配慮をお願いした経過がありますが、販売額が1,000万円と少額であったことなどから、発売開始の午前9時から4時間ほど経過した午後1時半には完売となっており、結果的には1人3万円という購入制限の設定に難があったのではと感じているところでございます。

この事業につきましては、消費刺激による地域経済の活性化と町民の生活支援を目的として、国の地域活性化・生活対策臨時交付金の100%補助を受け実施したものでございますが、町内消費には一定の効果があつたものの生活支援という側面では、十分なものにはなっていなかったと考えているところでございます。

今回、公私にわたり色々なご意見をいただきましたが、その内容については、訓子府町商工会役員に対し、率直にお伝えをしたところであり、今後の各種事業を展開していく上で、十分に生かしてくれるものと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

5番（小林一甫君） ただいま、プレミアム付商品券に関して、ご答弁をいただきました。若干、再質問をさせていただきたいと思います。

今回、発売したプレミアム付き商品券につきましては、多分、発売が終わった時点だと思いますが、私のところに電話がありまして「商品券をどのような売り方をしたのか」というようなことで、町民の方から苦情の電話が何件かございました。私のところに電話がくるくらいですから、町のほうには、かなり多くの苦情があったと思います。内容的には、ただいま町長が答弁されたとおりであると思いますが、その内容的には、どのようなことが苦情として一番多く町に寄せられたのか。もう一度お伺いをいたしたいと思います。

それと発売枚数が限定されておりましたが、最高で一世帯当たりどのくらいの購入をされたのか。何か一世帯で家族の分まで、何人分も1人で購入したというような話も聞かされておりますが、その実態としてはどうなのかお伺いをいたします。

それと議員協議会でも1人3万円までとの説明をされましたが、このことで、町に答弁を求めるのは酷だとは思いますが、具体的に説明できるものがあれば、お伺いをいたしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（佐藤正好君） ただいま、大きく2点のお尋ねをいただきました。

1点目の苦情の内容についてでございますが、公式のものとしましては、農林商工課のほうに直接、苦情としては、寄せられておりませんでした。町長に直接、電話が入った部分もありますし、個別で公私の私の部分になりますが、個別には、いろいろお話は聞いたところであります。

具体的な内容につきましては、先ほど町長からお答えしましたとおり、1時半になったらもう既に売り切れてなかったというのが、一番多いように印象としては受けております。そのほかに、商工会関係者が買っているというような部分も、ご指摘としてはあったように記憶をしております。

あと発売の枚数というのか1世帯当たりの枚数なのですが、これについては、具体的に資料として持ち合わせておりませんので、配付世帯数と実際の配布に人数ということで、お答えをさせていただければと思います。配付世帯数につきましては281世帯の方です。家族を含めて購入できるということにしておりましたので、配付人数としては361人ということでございます。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

5番（小林一甫君） ただいま、世帯数と人数のご報告がございましたが、これで1,000枚、1,000セットといたしますが、割り替えますと3セットぐらいは、一世帯で購入したということになりますね。配付人数につきましても、結構購入されたというようなことでありますが、何せ1,000セットですから、これ以上の人数が来られた場合の対応は、かなり難しいというような感じを受けます。

しかしながら、1人で家族の分まで、購入されたということですので、その辺の対応のまずさがあったというような感じがします。これは、商工会の取り扱いですから、町に対して、どうのこうのいうようなことではないと思いますが、少し販売に対して、もう少し配慮があってもよかったというような感じをしております。

そこで、特に、問題とするのは、先ほども課長のほうから、商工会に加入している方が

購入されたというようなことの答弁がありました。今回、特に、問題とするのは商工会の役職を持った人が、町民の方より先に購入されたということではないかと思ます。そのようなことがあったということで、私のところにも電話があったと私は理解しております。今回のこの問題につきましては、町民の人たちへ公平に買ってもらう条件で、地域活性化の一役を担う事業であると行政の事業を採択、対応をしたものが、公平性に欠ける結果になったというのは非常に残念であると思ます。

今回のプレミアム付商品券についての反省、また今後、同様な事業が商工会から、要請があった場合の対応は、町としてどのように考えるのか。考えているのであればお伺いをいたしたいと思ます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 今回のプレミアム付商品券につきましては、町が積極的に支援するという形では、おそらく近々ではない状況の中、200万円という限られた予算の中で、できるだけ公平性を保つ努力をしていただきたい。これは、議会の議員協議会でも何人かの議員の方からも要請がございまして、私自身も商工会長に来ていただきまして、議会の意向を文章にして、お渡しした状況がございまして。商工会としてもそれらを含めて、1人3セットまでということを実施した訳ですが、実は、議員ご指摘のとおり1人3セットで、5人家族で5人分きたらどうなるのかという話がありますので、初めて実施したことで実施主体の商工会にしても非常に驚いたということも、きっとあるのではないかと私自身は思っております。

しかし、先般、6月1日に商工会長あるいは副会長と役員の方が私のところに来られ、新たなプレミアム商品券の要請がございました。大筋に言いますと全住民といひましようか町民の方、全てにプレミアム商品券が行き渡るような考え方で、およそ1,700万円の予算措置を講じていただきたいという要望が出てまいりました。これは、これからどのような形にするかということをおももの中で、検討していかなければなりません。確かに、管内や全道的に見ましても200万円の数字というのは、決して多くはないのです。多いところでは、西興部村やいろいろな所で20%ではなく30何%とか50%近いようなプレミアムをつけているということもございまして、金額的にいひますと先般の200万というのは決して多いとは思ってはおりません。そのことによって、町内の消費動向やあるいは経済活動が活性化していくということに成り得るかどうかという点では、一時的な問題ではないかと思ます。

私は、3点について、商工会の役員の方々に考え方を述べさせていただきました。

1点目は、取扱店の拡大について、1つは評価させていただきたい。これは、従来のオホーツクカード、メロンスタンプ等にとみやまスーパー等の大きなスーパー等は加入していなかった。

しかし、今回、農協は断念したようでございまして、メロンスタンプやあるいはオホーツクカードの組合員以外にも、この今回のプレミアムに参加するという努力を商工会の皆さんは大変していただいたという点で、さらに農協等も含めて、そうした広く消費活動に刺激を与えるような小売商業の皆さん方に、参加していただくという点が1点目であります。

2点目は、今、議員がご指摘のとおり商工会の皆さんも我々役場職員も消費者の一員で

あることについては、異論を申し上げる何ものもございません。

しかし、状況からして、買えなかったという人がいる中で、やはり、まず第一義的には、広く多くの方に買っていただくということを考えますと一定の批判というのは、眞摯に受け止めなければならないということでございます。当然、役場の管理職についても「だめだ」ということは、町長として言える立場ではございませんが、しかし、殺到するという状況の中ではやはり控えるということも時には、必要なのではないかとということも私は、個人的には、そのように感じているものでございます。これらについても、非常にメンタルな部分はございますが、配慮をお願いしたいというのが2点目であります。

3点目は、今回のプレミアム付商品券の使用の実績と管内の実態をきちんと調べていただきたい。単純に2割賦課かけるというだけではなく率の問題、それからもっといろいろなやり方があるのではないのかということとこの実態を町はもちろんです、商工会のほうでもやはり調べ、それを分析していただきたい。

今回、私どもが入手した資料では、200万円の結果は大筋として、商業部会、商店、コンビニ等で、およそ68%の820万円がプレミアム付商品券のついたものが活用されている。工業部会では車検、修理、修繕が290万円でおよそ24%。サービス部会の飲食店や理髪店等が90万円でおよそ8%という結果を今回いただいておりますので、含めて管内的な状況、もっと有効な手段がないのかということと調べ、今後に備えていただきたい。とりもなおさず、全世帯が購入できる機会の確保は、私も含めて必要なのではないのかと思っています。このような工夫を今後も検討していきたいというお話をさせていただきました。

改めてまた、予算審議等でご提案させていただくことになると思いますが、率直な意見を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

5番（小林一甫君） ただいま、3点について、商工会にお話をしたというようなこととございますが、やはりこういう部分につきましては、公平性が一番であると思っておりますし、これから、再度要請をされているということも踏まえまして、今後の発売に関しては、今回のような苦情がないような対応をぜひしていただきたいと考えております。

最後になりますけれども、繰り返し言うようでございますが、再度、事業として取り上げるのであれば、ぜひ慎重に、また、町民の方に十分配慮できるような部分で対応をしていただきたい。町からぜひ商工会に対して、申し入れをお願いするところでございます。このことについて、答弁をいただくつもりはなかったのですが、もう一度、最後に町長のお考えを聞いて、次に移らせていただきます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 小林議員からご指摘がございましたように、今後、実施の要請をどう受け止めるのかという課題は、残されておりますが、広く町民の方に行き渡る施策として、実施の節は努力してまいりたいと感じるところでございます。商工会のほうも一時的なプレミアムだけではなく、例えば、オホーツクカード等にも転用できるように、広く日常的な消費動向にも影響を与える努力をしていきたいという意見もいただいておりますので、今後、おそらく7月以降の臨時議会で交付金関係の提案をせざるを得ないと思っておりますので、その際には、ご意見を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

5番（小林一甫君） 次に移らせていただきます。

東急の北見バス撤退についてであります。

きたみ東急百貨店が閉店されて早くも1年半が経過いたしました。

また、つい最近、東京急行電鉄は、子会社・北海道北見バスを企業再生ファンドに譲渡することを発表したと報道されましたが、非常に大事なこととなりますので、事前に関係自治体に説明か協議があったのか、それらも含め、今後の対応をお伺いいたしたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、東京急行電鉄株式会社が北海道北見バス株式会社を含むバス子会社8社の株式を企業再生ファンド「ジェイ・ウィル・パートナーズ」に全て譲渡することに関してお尋ねをいただきましたので、お答えさせていただきます。

株式譲渡については、関係自治体はもちろんでございますが、北海道北見バス株式会社も事前には知らされていなかったとのことでございます。新聞で報道がありました翌々日の5月22日、北見バスの佐竹社長が訓子府町を訪問され、自社株主の異動について説明がございました。

内容といたしましては、新たな株主と接触しておらず、詳細は分からないが、生活路線等について影響は出てこないとの認識であり、株式譲渡は本年10月1日を予定しているとの説明でございました。

町といたしましては、企業の経営方針や以前に傘下となったバス会社の状況等から影響は少ないと認識しておりますが、情報収集に努めるなど、今後の状況を注視していく考えでございます。

なお、北見バスの株主異動に関する問題につきましては、5月22日に開催されました北見市、訓子府町、置戸町によります1市2町首長会議において議題となり、今後、行政として連携して対応することを確認しておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

5番（小林一甫君） ただいま、ご答弁がございました。若干、再質問をさせていただきます。

私も新聞を見てびっくりしたのですが、まさかというような思いでございました。しかしながら、実際は、やはり経営が厳しくなると会社、企業は即、採算の合わない路線を切ったり、株を譲渡して経営を他社に譲るといったようなことがあります。そうしたことで、銀河線の廃止が協議されていた当時、北見バスの路線確保、代替バスの運行に対しては当面、問題がないと前町長は胸を張って答弁をされていた記憶がございます。経営が苦しくなると当然、北見バスの撤退もあり得るのではないかと私なりの意見を述べたこともございました。当時は、銀河線廃止の方向に進んでおり、私の意見につきましては、理解していただけないというようなことでありました。

しかし、今、現実として北見バスが撤退をすることを表明したことにより、今後の地域の交通手段の確保が非常に大きな問題を抱えることになったと思っております。先ほど、町長の答弁がございましたけれども「生活路線は確保する」「影響はあまりない」というようなご

答弁でありましたが、本当にそうなのかどうなのか、もう一度その辺について、町長として町民の足の確保が、これで十分なのかどうなのかということも含め、もう一度お伺いをいたしたい。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 議員の銀河線廃止以来の発言につきましては、私も当時課長職として、議会に同席しておりましたので、そのご指摘の心配が大変な状況だということは、私自身も理解をしているところでございます。この新聞報道にあった日、職員を通じて、少なからず新聞報道の前に関係する自治体に説明があつてしかるべきであり、東急バスの社長を含めて連絡をとるようにという話をさせていただきました。言った次の日に来たようでございますが、実は聞いて、東急のほうもバス会社のほうでも、詳しい中身は分からないというのが実態のようでした。

また、北見市長と置戸町長と話合いをした時においても、これは5月22日ですが、北見市も新聞報道寸前に株の譲渡の話聞いたというところで、中身的には知らされていないという状況でございました。

しかし、この路線バスについては、銀河線の代替バスという生活もそうですが、この近隣実際のみならず、交通体系のありようの責任問題ということがございます。国、北海道、町の補助金やあるいは負担金等も含めていろいろな形で施策を講じている中での株の譲渡でございますので、単純に儲からないからということで全線廃止とか引き上げることについては、現実的にまだそこには行かないだろうと思います。

しかし、北海道新聞の記者が、この東急やあるいは「ジェイ・ウィル・パートナーズ」のほうへ取材に応じていただきたいという話をしているようですが、結果的、中身的には、まだ人間的、経営的にも、そのまま実施するという回答以外の何もものないということでございますので、これらの確な状況を把握しながら、1市2町にとどまらず、北海道やあるいは沿線の市町村長と共に、さらなる変化が生じたり、あるいは具体的に10月1日が、株の譲渡でございますから、それらのことを見極めながら、行動を進めてまいりたいと感じているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

5番（小林一甫君） 何点か私なりに心配していることがありますので、重複するような質問の中身になるかもしれませんが、ご理解をいただきたい。

まず、心配するのは、企業ファンドとはどのような会社なのか。全然、実態が分からないという中で、北見バスの権利を譲渡するということについては、非常に不安がございませぬ。

それと利益追求を優先する会社であれば、赤字が累積すると早期撤退もあり得るのかというようなことであります。

さらに、採算の合わない路線バスは、すぐにでも間引き運転なり、中止に追い込まれるのではないのかということ。

それと合わせて、銀河線の代替バスも同様な扱い方をされるのかなというような感じも持っております。

それともう1点は、現在、バスの運行に対しては、かなりの助成をしているということですが、譲渡した会社のほうから、もしも、高額な助成金の上乗せがあった場



合、町として対応は可能なのかどうかというようなこと。

何点か心配している部分がございますので、町長のほうからご答弁をいただきたいと思  
います。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（山内啓伸君） まず、この会社のことですが、「ジェイ・ウィル・パート  
ナーズ」という会社で、私なりに少し調べてみたのですが、社長さんの考え方とい  
いますか、ファンドという「ハゲタカ」を思い出して、非常に恐ろしい会社というイメ  
ージがあるのですが、元々この方は、長銀の方で、かなり国内の資本のあり方につい  
て、かなり疑問をもっておられたということで、この会社につきましては、全て国内資本  
で運営しているというような会社でございますので、かなり、一般的なイメージのあるい  
わゆるファンド会社とは少し違うと思っています。

そして、現に、2003年に立ち上げてから、今、5社のバス会社を保有していますが、そ  
この経営自体、今もきちんとやっていますし、従業員の評判も良いというのです。  
そこら辺は、新聞報道でしか聞いていませんが、そのような状況であります。

それで、北海道北見バス株式会社という会社は、今でもあるということですので、そこ  
から、赤字になったら切り捨てるとか、そのようなことについては、その企業の姿勢から  
いってもあまり考えなくてもいいというふうには思っています。

それと、いわゆる生活路線につきましては、国、道の補助金によって、赤字にならない  
ような仕組みにはなっていますので、そこら辺は問題ないと思っていますし、先ほどの法  
外な補助金の請求とかという話もありましたが、これについては、国費、道費も受けてい  
る中で、ルールでできあがっているものですから、町に対して、一方的に増額を求めると  
か、そのようなことは、あり得ないという認識でありますので、ご理解をいただきたいと  
思います。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

5番（小林一甫君） ただいま、答弁をいただきましたので、中身的には理解をいたし  
ました。一番心配するのは、老婆心といわれれば、そうかもしれません。通院、通学の足  
の確保が、非常に今の時点でもそうですが、ますます重要になってくると考えられます。

そこで、昨日も佐藤議員から、バスの病院に対しての通院のバスの関係でご質問あつた  
訳であります。もしも、路線バスなり、代替バスが将来的に廃止の方向に向いたとい  
うようなとき、また、想定して町単独での交通手段を今から考えていくほうがやはり良いの  
ではないかというような部分をもってありますので、その辺に対して、何か良いアイディ  
アや方法を考えているものがあれば、最後にお伺いをいたしたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 議員の心配は、私自身の心配でもありますから、ここのところは  
同じ考え方というようにとらえていただいて構わないと思えます。

ただ、現状の中で、あまり想定をしすぎるとというのが少し気になるところでありますの  
で、基本的には議員のご指摘のとおり住民の足を将来にわたり、いかなる方法によっても  
確保していくという責任がございますので、ここのところは、きっちり私自身、考えてい  
かなければならない。それは、町営であろうが、近隣の広域的な経営であろうが、あるい  
は違うバス会社の導入だろうが、方法はいろいろあつたとしても、基本的には住民の足を

確保するために全力を投球というのが、実際の市町村長の仕事ではないかと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

5番（小林一甫君） 最後に、町長のほうから、全力で投球するという力強いご答弁がございましたので、将来に向かって、やはり住民の方が足の確保を心配することのないような取り組みをしていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（橋本憲治君） 5番、小林一甫君の質問が終わりました。

次は、8番、西山由美子君の発言を許します。

8番、西山由美子君。

8番（西山由美子君） 8番、西山由美子です。通告書に従いまして質問をいたします。まず、1点目は教育長にお伺いいたします。

保育園統合計画の進捗状況についてです。

今、全国的に少子化傾向が進む中、現状として、全国の町村で保育所の統合が進んでいるピークが、今ではないかと思われれます。私たちの町でも、今年の3月まで、町内には常設保育園が1カ所、季節保育園が2カ所あり、合計で約70名の0歳から4歳までの子どもたちが通園していました。近年の少子化と昨年策定された財政健全化戦略プランの中でもありましたように、保育事業の見直し計画で、4年間入所児童数が10人以下だった「ひので保育園」は、保護者との話し合いも含めた結果、3月末で閉園となりました。残る季節保育所として「あさひ保育園」があります。その行く末について、保護者の間で不安の声も聞かれています。今どのように検討されているのか進捗状況を伺います。

統廃合に向けた検討課題の経過と具体的な計画内容を示して欲しいと思います。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 保育園統合計画の進捗状況につきまして「統合に向けた、検討課題の経過と具体的な計画内容」についてのお尋ねをいただきましたのでお答えをしたいと思います。

保育園の運営につきましては、少子化に伴う入園児童の減少から保育サービスの充実や保育成果を高めるため、町内3カ所あった保育園の統合や通年保育の実施に向けて、検討・見直しを行ってまいりました。

その結果、関係保護者や地域の皆様ともご相談をし、ご理解をいただき、本年3月をもって「ひので保育園」を閉園とさせていただいたところでございます。

ひので保育園に入園を予定されていた6名の園児の皆様は、幼稚園・くんねっぷ保育園やあさひ保育園に現在、元気に通園をしていただいております。

将来、幼児の減少に伴いまして、幼稚園、保育園を中心とする幼児教育の再編成を視野に入れていかなければなりません。当面は3歳児のみが通園しています季節保育所の「あさひ保育園」を来春を目途にくんねっぷ保育園に統合する検討を進めております。

認可保育園であります「くんねっぷ保育園」と「あさひ保育園」の統合につきましては、施設の定員や入所条件の制約もあることから、定員を拡大し、保育に欠けない子どもも入園できる私的契約制度を取り入れて、希望する園児全員が入園していただけるよう常設保育所の増改築などの整備を行い、町内1カ所での保育園運営を目指し、今後、保護者

の皆様との話し合いを進めながら、保育サービスの充実に努めてまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました件につきましてお答え申し上げましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） 今回の問題については、3月の町政執行方針とか教育行政執行方針の中に、統合の問題は含まれていなかったもので、進捗状況が分からなくお尋ねしたのです。一応来春に向けて進んでいるということが分かりました。私自身も訓子府の保育園が今までどのような経過でつくられ、そして閉所されたのかが分からなかったもので、事務長さんにお話し、資料を提供していただきました。そして、昭和26年に訓子府町が誕生し、28年に常照寺で季節所が開設されました。昭和35年、常設保育所が建設、開所され、36年に訓子府の季節保育所が開設されました。そしてその後、昭和53年には、幼稚園が開設されました。保育所は、ひので保育所が昭和36年、41年に北訓、中の沢保育所、44年に末広保育所、56年に鉄北季節保育所が開設されました。その後、日の出、北訓、末広、中の沢が地域集会所と共に改築されました。平成に入りまして、平成2年には、鉄北季節保育所が閉所、統合。平成7年には、北訓、その後、末広へき地保育所が閉所、統合。平成7年には、訓子府季節保育所があさひ保育園として現在地に移設されました。そして平成10年に中の沢保育園が閉園、統合。そして、今年の3月にひので保育園が閉園、統合となり、季節保育所がたくさんあったのに、あと残る1つが来年で閉園になってしまいます。私たちの町の保育事業のすごい大きな変換期ということを感じました。それに伴い、施設の入園数を事務長さんに調べていただきましたが、1番のピークが昭和50年で、全体の保育園の児童数が355人いました。その後、幼稚園もありますので、5歳児は幼稚園の方に行きましたが、今現在は、74名ということで、この少子化現象がやはりこの保育事業に大きな影響を及ぼしているということがよく分かります。そこで、お母さん方が一番心配されているのは、教育長が先ほどおっしゃったように入園条件です。今まで、あさひ保育園に入園されていた方が常設保育園に入園することができるのだろうかということです。そのことをとても心配されていたと思います。先ほどおっしゃった私的契約ということをもう少し具体的に教えていただきたいということと今、国では平成18年10月に認定こども園に関する法律を施行をし、今、北海道では、認定こども園というのは4つの形態があります。

1つ目は、幼保連携型の認定こども園が北海道に今8つあります。この中には、北見市の「くるみ幼稚園」も含まれています。

2つ目は、幼稚園型の認定こども園が、4つあります。

3つ目は、保育所型の認定こども園が7カ所です。

4つ目が、地方裁量型認定こども園が4カ所です。この中に隣町の「置戸町こどもセンターどんぐり」という施設は3番目の保育所型認定こども園になるのですが、これは何とていうのか、入所条件は全ての家庭の子どもを受け入れるとということ、要するに幼稚園型の保育所であり、保育所型の幼稚園であるため、同じ1つの施設の中にこの子は保育園児、この子は幼稚園児というような区別があり、まだまだ課題が多いというように伺っております。訓子府は、幼稚園という施設を昭和53年から、もう歴史的にかなり長くやっ

ておりますので、このような形にはならないと思いますが、施設的に老朽化も進んでいきますと幼稚園と保育園がどのように一緒の事業として子どもたちの主体的なことを考え、どうしたらいいのかという問題がいろいろ出てくると思うのですが。その辺教育長、これからに向けたお考えもお尋ねします。

それと先ほど常設保育園の増設も考えているということですが、それも2つの保育園が1つになり、定員がぎりぎりですので、例えば、全般ありましたように、片寄った年齢が、その年によって保育入所希望者が増え、入れないということもあり得ますので、その辺の増設計画を少し具体的に教えていただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 大きく3つのご質問いただいたと思います。

まず、統合に至る計画の目的について簡単にふれておくことが大事かと思うのですが、人口の減少や少子化などによりまして、非常に通園のお子さんの数が少なくなり、保育の集団的保育の成果といえますか、効果がなかなか出にくくなってきたということが1つです。

それとやはり、行政サービスの効率化も一方では目指さなければならないという点が、大きくあるかと思います。教育委員会としましては、やはりどちらも大事なことだと思っておりますので、常設化の検討を進めているということで、前段ふれておきたいと思えます。

それで、1点目の私的契約の関係でございます。これは、非常に聞き慣れない言葉で、字に書きますと「私的契約」と書きます。認可保育園でありますくんねっぐ保育園は、保育に欠けるお子さんに来ていただいておりますが、一方、季節保育園は必ずしも保育に欠けない家庭のお子さんが来ていただいている。大きく分けるとそのようなこととなります。ただ、最近は非常にオーバーラップしており、必ずしも線が引けない状況にあることは事実であります。そのような保育に欠けないお子さんでも、常設保育所に通っていただくための手段として私的契約があります。契約を結んで入園していただく訳ですが、保育に欠けるお子さんも増え、もし定数を超えるようなことになった時、残念ですが私的契約児である、保育にあまり欠けないお子さんから退園いただくという。ある意味では厳しい制度にあります。そこで問題になるのが定数であります。統合の後、平成22年度には、定数を超えることが想定されておりますので、定数の増ということがまず必要になります。定数の増をしないと統合した全体のお子さんの数が入園していただけないこととなりますので、まず枠を広げる必要があるかと思えます。それと従前、訓子府町では、保育に欠けるという定義についての解釈が非常にシビアに行なってきております。近隣、全道的にみても厳しく把握してきたという事実があるかと思えますが、全体的な昨今の社会経済情勢の流れ等を見て、保育に欠ける状況の認識について、もう一度見直す必要があると思えます。つまり、なるべく常設に入園してもらうような状況に僕はあるのではないかと考えておりますので、私的契約というのは、逆にいうと限定的で、今、あさひに通園しているお子さん全てが、私的契約になるということは、私としては、今の時点では考えておりませんので、定数の増と合わせて保育に欠けるという判定のあり方についても、少し見直しをしていく必要があるかと思えます。いずれにしましても、私的契約制度というのは、家庭の状況に応じて、ある意味何ていうのでしょうか、ランク付けのような

ことが必要だと思えます。保育に欠け、本来、常設に入園する子どもさんが来て定数を超えると私的契約児の中から、どなたかを退園していただくというようなことにもなりかねませんので、契約する時点で家庭の状況をよく把握して、異論のないようにし、困ったことにならないようにする必要があります。それよりも大事なことは、定数を増やし、そのような子どもさんが発生しないことを目指すことだと考えております。

2番目のこども園についてでございますが、いろいろお話され、議員さんも非常に勉強されていると思ひ感心させられたのですが、確かに少子化の中、一方で効率化を目指し、一方ではお子さんの成長という成果を目指すという中において、最近、こども園という制度が出てまいりました。4つの形があることも今お話されましたが、訓子府の幼児の教育、保育、子育ても含めてどのような形が、将来望ましいかということは、当然、あまり時間がたたないうちに検討を進めていかなければならないと思っております。

一方で幼稚園の建物が建築、開設し、30周年を迎え、非常に老朽化している。子どもは減っている。お父さんやお母さんのニーズは多様化しているという中で、保育園、幼稚園のあり方、こども園の活用の仕方ということは、非常に大きな課題と思っておりますので、今後、町と十分連携を取りながら検討を重ねてまいりたいと思っております。

ただ、1点少しお話しておきたいのは、こども園というのは、いろいろな形ありますが、流れとしてはあのような形が、将来の形ではないかと漠然には思っておりますが、今、依然として、教育である幼稚園と福祉、保育の保育園とは、制度も先生の資格も並立している訳です。それを1つのこども園という建物に入園し、運営することは課題も沢山あります。先ほど議員さんが一部おっしゃった課題もありますので、その課題もよくにらみながら慎重な検討をしていく必要があるかと考えております。

次に、3つ目の増築の関係であります。先ほど言いましたように私的契約制度を活用しながらも、全てのお子さんに常設保育園に入園していただきたいものですから、また、70名前後の子どもさんたちが多くの時間を過ごす場であり、保育、教育サービスの充実を図るために活動が窮屈にならないためにも、増設が必要だと考えております。非常に今現在の建物がありますから、増築の方法、手法は限定的にはなりますが、1つの部屋をつくり、年代によって子どもたちが動きますので、主に、2歳児、3歳児を中心としての保育室を増築したい。廊下、物置等も含めて概ね40から50平方メートルのもちろん平屋ですが部屋を増築したいと考えております。併せて、玄関周りのバリアフリー化といいますか、風除室等の整備も併せて行ないたいと今の時点では考えてございます。

少し長くなりました申し訳ありません。

議長（橋本憲治君） ここで、午前10時40分まで休憩をとりたいと思えます。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時40分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を継続いたします。

西山由美子君。

8番（西山由美子君） 引き続き質問いたします。今、教育長がご説明して下さった

中に、何点か私自身考えてみななければいけない課題を感じましたが、その前に1番お聞きしたいことは、私自身この質問をして思った以上に事業計画が進んでいるということにまず驚いたのですが、何人かの保護者の方から「統合されることの噂は聞いているが、どのようになっているのだろう」という質問を受けました。私たち議員には、今まで財政健全化の計画書の中に書かれていましたが、具体的な統合については、何も話されていませんでしたので答えることができませんでした。それで一番大事なのは、やはり一番関わっている保護者との気持ちを理解する理解度というのか、保護者が理解してもらえているかどうかということが大事だと思うのです。6月までに保護者の方には「何の説明の案内はなかった」と聞いていますが、今後どのように保護者の方たちとこの統合に向けた話し合いを進めていく予定なのか。その辺をお聞かせ願いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） だいぶん進んでいるという感じ方をされていらっしゃると思いますが、事務的に必要なことを今、述べただけで、正直言ってそれほど進んでいる訳ではないと思います。進んでいないことのほうが問題だと僕も認識しておりまして、保護者の皆さんが心配されているというこの質問を見て、改めて認識を新たにした部分もございますので、なるべく早い時点で、紙媒体による説明資料、それと説明会をそう遠くない時期から始めたい。それも1回とかではなく丁寧に説明をし、教育委員会としては、常設化が子どもさん、保護者さんたちにとって良いことだという認識で仕事をしようとしておりますので、十分ご理解を賜るように丁寧な対応をしまいたいと思います。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） 最後の1つです。実は、議会が始まる前の日に初めて保護者の方から、お電話がありまして、それは居武士小学校の統合に向けた保護者の方の訴えなのです。これから学校に入学させようとしている時点で、ものすごく不安で、今の居武士がすごく良い学校だというのはよく分かるが、自分の子どもに同級生が少なくなり、これから先とても不安だというので、初めて声を上げてくれたのです。先ほど教育長がおっしゃったように、この少子化という現象は、保育園、幼稚園、そして小学校、中学校、全部つながっていますから、ここで保育園だけの問題ではなく、町内2つの小学校のこれからの育成という方向性を町民の方も含めた中で、例えば検討委員会を立ち上げるとか。行政だけで進めていくのではなく、皆でどうしたら一番子どもたちにとって良い方法なのかということをお話し合う、そのような施策を少し考えて欲しいと思います。いかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 通告外になっていますが、統合という内容に含めて教育長に答えたいと思います。

教育長。

教育長（山田日出夫君） 少子化、それと子育てという関連で小学校の問題が今、ご質問されました。居武士小学校につきましては、訓子府の開拓の始まりの地にあるということもありますし、非常に地域に溶け込んだ素晴らしい学校運営をずっとされてきた学校だと思って評価しております。地域の皆さんにとりましては、単なる学校でなく地域のセンターとしての重要な役割を果たされていると思います。それは行事の開き方を見ても非常に痛感しております。

一方では、子どもさん方が少なくなってきたており、私も教育長に就任し、初めて最

近、ある親御さんから「統合はないのか」という話を初めて聞きました。居武土地区の住民の方の中にも、子どもさんが少なくなり、自分たちの子どもさんの教育に対する心配から統合を模索する考えも出てきたと改めて認識したところであります。いずれにしても、学校の設置の仕方につきましては、議員ご指摘のように行政の都合だけで行われるべきものではないと私も思っております。地域の住民の皆さん、保護者の皆さん、お子さんの考え方、様々な意見の中で、決められていくべきものと考えておりますので、今後も十分認識しながら、対応をしてみたいと思います。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） 次の質問に移ります。安心と信頼の子育て支援事業について、町長にお伺いします。

町長は、この3年間、町政執行方針の中で「子育て支援センター」の設置を大きく目標として掲げています。それだけ町長の「子育て支援」に対する思いや願いが強いものと察しますが、設置を急ぐよりも時間をかけて本町らしさが組み込まれ、中身のより充実した事業となることを期待しています。今までの事業計画の経過と具体的な方向性を伺います。

1番目、「子育て支援センター」の進行状況と本町の重点目標を伺います。

2番目、子育て世帯への生活支援として「乳児期の紙オムツ用ゴミ袋支給助成」をする考えはないかお伺いします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 安心と信頼の子育て支援事業に関しまして、大きく2点のお尋ねをいただきましたのでお答えさせていただきます。

まず、1点目の「子育て支援センターの進行状況と重点目標」についてのお尋ねでございます。子育て支援センターにつきましては、庁舎内の関係各課による「子育て支援センター検討委員会」で検討を重ね、また、今年度に入っても管内の小清水町や清里町の先進地視察も行ってきたところでございます。

議員ご指摘のとおり厚生労働省が示す「地域子育て支援拠点事業」をさらに拡充し、検討委員会では、町の子育て支援センターの「めざす姿」として、5つの機能からなる「子育て支援機能」、「子育て相談・情報提供機能」、「子育て発達支援機能」、「子育て学習機能」、「一時預かり機能」を柱として計画を進めております。

さらに検討を加えて、子育て支援センターの先進地である大阪府の熊取町<sup>くまとりちょう</sup>の関係者や和歌山大学<sup>やまもとけんじ</sup>山本健慈先生をお招きし、研修会などを実施し、今後具体化することで進めているところでございます。

また、子育て支援センターの場所につきましても、先の教育長答弁でも申し上げました現在の「あさひ保育園」の施設を手直しし、活用することで施設整備の検討も平成22年度スタートに向けて準備を進めているところでございます。

次に2点目の「乳児期の紙オムツ用ゴミ袋支給助成をする考えはないか」とのお尋ねですが、ゴミの有料化により経済的な負担もあり、こうした助成は子育て支援策の一環として有効であるとは考えますが、高齢者の紙オムツ使用者への支援等との関係もあり、道内的にも管内的にもこうした支援を行っている市町村は数が少なく、今後の検討課題とさせていただきます。と考えております。

以上、お尋ねのありました2点につきまして、お答えいたしましたので、ご理解を賜り

ますようお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） 北海道では、20年3月までに子育て支援センターが177カ所できています。ほとんどがやはり保育園の跡地利用ということで、中身は大体系の子育ての相談事業、体験教室、子育ての講演、遊びの広場、サークルの支援を行ったり、また、障がい児の受け入れをしていますが、先ほど、私が町長にお伺いしたかった最も本町として、ここに力を入れたい。要するに他の町にはない特色や特色づけというのですか。そのようなものが何なのかということです。今、私が聞き逃したのかもしれませんが、検討した中でやはり本町としては、どういうことをしたいのかをもう一度お尋ねしたいと思います。

あの施設を改良して、どのように改修するのか分からないのですが、その事業内容によっては、あさひ保育園も結構広いし、保育園として十分活用していますので、とにかく無駄な使い方になって欲しくないと思います。子育て支援センターというのは、いろいろな形があるようです。全国的には、例えば町民の広場として、子どもだけではなく高齢者も含め、いろいろな人が行き来する広場としての使い方や先ほど町長が言われたようなセンターとして、子育てに関する事業を行うやり方があり、本町としては、どのようなものを考え、目指しているのか、もう一度伺います。

それから紙オムツですが、今、管内では美幌町と大空町が支給しています。そして、どんどん広がってはいるようですが、釧路町では、介護や障がい者の紙オムツを必要とする人たちに支給しています。子どもだけではなく大人の方の支援と乳児期の支援を両方行っています。

紙オムツ、布オムツというのは一時期どちらが良いのかということをいろいろ論争もありましたが、今は、紙オムツを施設で約99%が使われているくらい普及されており、私たちが車に乗ると携帯を持つと同じくらいなくてはならない存在になっていますので、ゴミ問題も含めてできれば支援としてはどうかと思います。少ない支援なのです。私は少し試算してみました。例えば、美幌町では出生した人に120枚です。月ごとに減らしていく方法なのです。例えば、今1週間に1回の燃えるゴミの収集日があり、65円の真ん中の大きさのゴミ袋を支給したとしまして月に4回です。ですから年に48枚です。他のところは大体多くても120枚。あと100枚だったり、60枚とかいろいろあります。例えば、65円のゴミ袋を60枚を出生した方に支給したとして、3,900円です。それが例えば、40人の乳児がいたとして、年間15万6,000円です。1回の支給ですから、月数によって減らしていくという方法が多いです。高齢者になるともう少しかかってきますが、美幌の方に聞きましたら、皆さんとっても喜んで、ありがたいと言っていますと。お金を支給するよりも、むしろとても子育て世帯には、ありがたい1つの方法かと思ってお尋ねしました。

少し長くなりましたが、先ほどのお答えをいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 子育て支援については、保育園、幼稚園との関連性が当然出てきますので、この4月1日付で菅野事務長を子育て支援センターの準備室長に、松本副園長を次長にして、具体的に保育園や幼稚園のありようと子育て支援センターの関連を考えながら、子育て支援センターの開設に向け、準備を進めるよう指示し、検討しているところ



でございます。その点でいうと西山議員のご指摘のとおり子育て支援センターの多くは、保育園に行かない家庭保育を実施している子どもたちの遊び方や子育て相談を主流としながら、様々な状況をさらに加えながらやっているということです。私自身は、子どもの全ての情報と様々な活動を把握できるセンター的な役割を1つは、考えさせていただきたい。

それからもう1つは、子どもたちの発達支援の問題も当然考えていかなければならない。今、北見のほうに、子どもは助成しながら、発達の課題をいくぶんの遅れのある子どもたちが、そこに行っていますが、軽度の者、今、健常と言われている子どもと発達にいくぶんの障がいのある子どもの区分が判断つかないという状況ももちろんあります。保健師の活動それから保育の活動とさらには、発達支援的な活動も総合的にある意味では支援できるようなことを具体的には北見の中では、当然行っており、同じようなことをする訳にはいきませんので、子どもたちの支援をしてまいりたいということです。

もう準備を進め検討してから2年を過ぎてございます。例えば、単独というよりもあさひ保育園のような施設で一緒にできないかということも検討させていただきましたが、どうもやはりそれは無理があるということもありました。それから現在、保健師が中心となり実施しております様々な事業を総合福祉センターで実施しております。従来型の近隣の子育て支援の考え方であれば保健師たちで行っている教室で十分であり、決して後退してはいないという点で考えますとさらに子育ての総合的な支援をできるような仕組みをうちの町ではしていきたい。

それから、和歌山大学の山本教授を招いて講演会をしたいということですが、ここは保育園を中心としながら、全町的な子育て支援の組織づくりを住民中心にやっているところでございますので、そのところも学びながら、子どもの特徴的な子育て支援センターを具体化したいということでございます。

それから、その点でいうとまだ5つの領域として、支援機能と相談、情報提供、発達支援それから学習機能、一時預りのこともそこで行うということを子どもは5つの領域を1つの訓子府の特徴としていきたいということをさらにどのようにふくらませていけるかということ、今、検討に入るところでございます。

それから、2点目の紙オムツでございます。美幌町の施策である、エンジェルサポート ひやくにじゅう120 いちにいまるという120といった方が良いのですか。そのような資料もいただいておりますが、ただ、少しずつは増えてきているのですけれども、本当に子どもが福祉行政やそのようなところで、紙オムツを奨励するような施策が良いかどうかということは、私は、まだ確信を持っておりません。その点で言うと勉強不足というよりは、逆に言う「紙オムツが本当に良いのですか」という問いかけを逆にしてみたいというのが本音の部分であります。この点については、少し消極的であります。その点では、さらに最初の答弁でも申し上げましたように、近隣や状況をみながら、時代であるといいながら、子どもの発達や健康にとって本当に紙オムツが良いということが、私自身、まだ確信を持ってないという状況もありますので、少し二の足を踏むというのか、検討させていただきたいというのが本当のところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） 分かりました。子育て支援センターに関しては、1点目の教育

長の保育園問題と同じく、できれば町民の方たちの声をぜひ拾って欲しいことと、一緒に検討する委員の中に、町民の方たちを混ぜていただけたらと思います。

やはり、私たちの世代と今、子育て真っ最中のお母さん方とでは、また考え方や要望も違ってくると思うので、その辺のことをよろしく願います。

紙オムツに関しては、私も訓子府町の保健師に情報を入れてもらったのですが、保健師の1名は、ずっと布おむつを使っている方もいらっしゃいますし、仕事をしている以外の時は布を使っているという方も1名いましたし、考え方もいろいろありますので、よく分かりました。しかし、検討はしていただきたいと思います。

それでは、その次の問題に入ります。

市街地区の各地域集会所の役割と有効活用について町長にお伺いします。

町の高齢化が進むにつれ、高齢者の独り住まいや夫婦世帯が多くなり、身近な地域での人の集まりがお互いの「元気の確認」や「ふれ合い」として重要になってくると思うが、その拠点となる地域集会所の果たす役割は大きいと思います。ただ、将来に向けて、施設の老朽化や維持管理費の圧縮も大きな課題となるが、その考えを伺います。

1つ目として、地域にとって集会所の果たす役割と今後の管理運営の見通しをどう考えているのか。

2つ目として、閉所されたひので保育園と併設している日出地域集会所の今後の有効活用をどう考えているのか。

2点、お伺いいたします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 市街地区の各地域集会所の役割と有効活用について、2点のお尋ねをいただきましたのでお答えさせていただきます。

1点目の「地域にとって集会所の果たす役割と今後の管理運営の見通し」であります。日出地区を含む市街地区には、現在地域の方々が利用している公の集会施設は公民館を除きまして「鉄北地域集会所」「西地域集会所」「末広地域集会所」の3集会所と「長寿会館」「日ノ出地区ふれあいセンター」となっております。

地域では、身近な集いの場として、これら施設を町内会、子ども会、老人クラブ、あるいは各種団体等が会議、例会や文化・スポーツなどの親睦・交流活動などに活用されているところでございます。これらの活動を通して、地域住民が相互の交流を深め連帯感を高め住みよい地域をつくっているところであり、地域にとって活動の拠点としての集会施設は重要な役割を担っているものと認識しております。

また、「今後の管理運営の見通しの考え方」につきましては、先に申し上げました3箇所の地域集会所は、それぞれの運営委員会や町内会と管理運営委託契約を締結、長寿会館は町内会連絡協議会が管理運営を行い、日ノ出地区ふれあいセンターは、地域の発展協議会に管理を委託しているところであります。

今後の管理運営につきましては、長寿会館、日ノ出地区ふれあいセンターは現行体制を維持してまいります。地域集会所につきましては、現行体制の維持もしくは地域のご理解をいただきながら地域への譲渡も含めて効率的な運用に努めてまいります。

次に、2点目の「日出地域集会所の今後の有効活用」についてであります。日出地域集会所は、集会所兼ひので保育園として建設されましたが、平成5年11月に日ノ出地区

ふれあいセンターが建設されたことにより、ひので保育園のみの活用となったものでございます。

しかし、その保育園も本年3月末をもって閉園されたことから、現在は遊休施設となっているところでございます。

この施設の活用につきましては、集会施設としては、日ノ出地区ふれあいセンターがあること、さらに併設されております消防施設との兼ね合いもありますが、他の活用方法も含めて地域からもご意見をお聞かせいただくとともに、地域住民や企業等への譲渡も視野に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） 今、町長が言われたように、町の集会所も老朽化しているが、まだまだ、今の時点では皆さんが有効に使われているということ、いろいろな方のお話を伺っている中で分かりました。ただ、やはり雪が降ったり、いろいろな災害によって、いつ、その古い建物が修繕を必要とする時がこないとは限りませんので、その時に町としては、どのように対応していくのか、普段の管理運営は、地域の方に任せたとしても、その大きな修繕となった時にどのような対応ができるのか。そのことを1つお伺いすることと高齢者の方たちが、主に集会所を有効的に使っている、決して、基本的にはなくして欲しくないという声が多く聞かれますので、その譲渡に関しても、よく地域の方たちと話し合いを密にして決断されるようお願いいたします。

日出地域集会所ですが、今、確かに日ノ出ふれあいセンターをみつばちクラブと老人会と町内会で使っていますが、みつばちクラブが今どちらかというと日中、優先的に使用しているため、老人会では、本当に日曜日ぐらいしか使えないということで、老人会の人たちからは、地域集会所をぜひ使わせて欲しいという声が聞かれています。

それで、日出に2つ施設があるということで、1つの考えとして、訓子府町には、宿泊研修という施設がないので、もし広い意味で考えればひので保育園は、まだまだ施設として有効的に使えると思いますので、例えば、そのように宿泊研修などをできるような施設として併用して使うことを私が考えたのですが、その点いかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（平塚晴康君） まず、老朽化による修繕の対応でございますが、これにつきましては、所有はあくまでも町でございますので、大きな修繕が伴うということになれば、町のほうで行うというようなことでございます。

それから次に、高齢者の方が多く使用しているということで、譲渡の場合は地域の方によくお話をしているということでござい、これにつきましても、地域の方たちのご意見をお聞きしながら対応していくということで、進めたいというように考えてございます。

それから、日ノ出地区ふれあいセンターの関係で、老人会が日曜日しか使えないというお話でございました。私ども有効活用の関係から調べさせていただきましたが、時間的には、平日でも日曜日の時間帯とそれから平日の時間帯で、みつばちクラブと重複する時間帯ではないということで、一部、日にちによっては、30分なり1時間は重複することもあります、使用は午前中からの使用ということですので、調整できれば使用は可能だというふうに私どもも考えてございます。

それから、日出の集会所ということでございますが、これにつきましては、集会施設の

使用の頻度の問題、それから経費の問題ということもございますので、この辺は十分に検討してまいりたいというように考えてございます。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） 1点だけお伺いしますが、今、そのひので保育園の跡地というか、集会所を例えば申し込みすれば使うことは、できるのでしょうか。現時点で、例えば、老人会で使いたいという時は、できるのでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（平塚晴康君） 今、地域集会所としては、条例上できちんと明記されておりますので、その部分では、利用の希望があれば、使えることにはなりますが、ただ、そばに、先ほども申し上げましたように、日ノ出ふれあいセンターがございますので、そちらを優先していただければと思います。というのは、今、使えるとは言ったのですが、電気等は今のとこ使っていませんので、止めている形になっておりますので、そのことで、夜間は電気が使えないというような状況もありますので、もし、これから日常的に使うことになれば、また、通電もしなければならぬということもございます。そういうことで、また、ご相談によって検討していきたいというように思っております。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） これで私の質問を終わります。

議長（橋本憲治君） 8番、西山由美子君の発言が終わりました。

次に、9番、上原豊茂君の発言を許します。

9番、上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 9番、上原です。先に通告しております一般質問の内容に従いまして、私の一般質問を始めたいと思います。

前段で、それぞれの議員から安全とか安心という言葉の中で質問がありました。私も「町民生活の安心、安全、充実への取り組み」ということで、質問を進めさせていただきますが、少々、視点を変えての質問にしたいと思います。

不況の荒波の中で失業者が増え、安定した仕事とされていた公務員においても、給与が連続して減額されるなど個人の生活基盤は大きく揺れ動いています。

多くの個人所得が減る中で、自治体の財政悪化は各種利用料金の値上げ、国の制度改正による負担増、さらには年金の先行き不安なども相まって、非常に住民にとっては、負担感の増大、将来の生活への失望感も強まっているのではないかとこのように思っております。

このような時こそ、自治体が住民の生命・財産を守ってくれているとの安心感も重要だと考えております。自治体が担うべき住民の福祉の増進を柱とした訓子府町の行政方針は、時代の背景を的確に受け止めたものと評価しております。

しかし、体制の変化が理解され、住民、町職員に浸透し支持されるには、一定の時間と大きなエネルギーが必要だと感じております。

町の実態を正しく伝え、沢山の課題解決に向けて、多くの住民と論議し取り組むことが大切だと思っております。

極めて狭い範囲にはなりますが、これらを踏まえて実態認識とともに町長として、どのように対処するのか、次の点の課題についてお伺いしたいと思います。

1つとしては、町民の家計の実態と充実、安定への取り組みについてであります。町民の所得階層の実態把握と仕事の確保への施策・支援は重要と考えております。また、多くの人にとって老後の生活基盤といえる年金に係る問題への対策について、自治体として考える必要があるのではないかと。

2点目は、障がいを持つ町民の実態と支援体制の充実についてであります。

誰もが心身ともに健康で暮らすことを願うところですが、意図せずして障がいを持った人も充実した生活を送れるよう国・自治体において、支援施策の充実を図るべきと考えております。当町において、身体障害者手帳交付が361名、精神障害通院助成受給者が51名と少なくない状況にあります。個々の状況によって、行政に求める内容に違いがあると思いますが、これらを含めた対応と課題、また関係組織との連携はどうなっているかなどについて伺いたい。

3点目は、介護保険制度改定による影響と対策についてであります。

4月実施の制度改定により、対象者の54%が介護度が軽くなり、利用限度額が減るものと情報も出ております。訓子府町は、現状で大きな変化が見られないとされておりますが、その要因について、どう受け止めているのか。さらに、利用者に利用限度額などの影響が出た場合、対策はどうするのか。

4点目は、子育て環境の充実についてであります。

核家族化、雇用不安、低所得、情報の無差別拡散、命の軽視など多くの要因によって、多種多様な問題が起きております。子育ての経済的負担や社会的環境への不安は少子化に追い打ちをかけていると認識しているところであります。安心して子どもを産み育てられる地域づくりが必要だと思っております。行政への相談・対応の現状と今後の対策について考えを伺いたいと思っております。

以上であります。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、町民生活の安全、安心、充実への取り組みについて4点のお尋ねがありましたのでお答えさせていただきます。

まず1点目の「町民の家計の実態と充実安定への取り組み」についてのお尋ねでございますが、町民の所得階層の実態把握につきましては、現実的には大変難しいと考えておりますが、何らかの事情で仕事の確保が困難な方や生活に困窮する場合は、適切な支援ができるようにその対応に努めてまいります。

また、年金問題に対する対応を自治体として考える必要があるとお尋ねにつきましては、年金は老後の生活を支える基本となるものと認識をしておりますが、国民の最低限度の生活を営む権利は、国が保障すべきものであると考えているところであり、今後においても国が責任を持って対応すべきものと思っております。

次に2点目の「障がいを持つ町民の実態と支援体制の充実について」のお尋ねですが、障害者自立支援法が施行されて、身体、知的、精神といった障害の種別や年齢に関係なく、自立支援法に定める各種給付や本町が定める障害者地域生活支援事業実施要綱に基づく移動支援事業、日中一時支援事業など各種施策を進めているところでございます。

今後においても、個々の状況に応じた、よりきめ細やかな対応をしていく必要があると考えているところでございます。

また、関連組織との連携につきましては、北見市、置戸町など近隣市町のほか、障がいのある方を支え、専門知識を有する社会福祉法人などとの連携を図りながら、将来的に関係機関が一体となって相談支援体制の整備などを行う「地域自立支援協議会」の設置を検討してまいります。

次に3点目の「介護保険制度改定による影響と対策について」のお尋ねですが、本年4月からの介護認定方法の見直しに伴い、認定結果が軽くなるなどの指摘もあり、一定期間、要介護認定の更新にあたって希望者は、更新申請を行う以前の要介護状態区分に変更する経過措置がとられているところです。

本町においては、4月以降29名の方が更新申請を行い、うち6名の方が経過措置により更新申請を行う以前の要介護状態区分に変更しているところでございます。

今後、介護認定方法の見直しにより利用者への影響も懸念されますが、厚生労働省は見直し後の要介護認定の方法の検証が終了するまで、経過措置を実施する方針でありますから、この検証の結果を見て行く必要があると考えているところでございます。

次に4点目の「子育て環境の充実について」のお尋ねであります。議員がご指摘のように子育ての経済的負担や社会環境への不安が、少子化に追い打ちをかけている面はあると感じているところでございます。

こうしたことから、子どもを産み育てることの悩みや不安を軽減し、子どもが健やかに成長できるよう各種施策を実施しているほか、保健師や民生委員、主任児童委員による新生児訪問などを実施し、子育て支援に努めているところでございます。

また、発達支援センター、児童相談所、民生委員・児童委員などとの連携のほか、今後は、子育て支援センターの設置や子育てボランティアの育成など子育て支援の一層の充実を図って参りたいと考えているところでございます。

以上、お答えを申し上げましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） ただいま、私の質問に対する回答をいただきました。その中で、まず一点目の所得階層の区分確認は、非常に難しいという回答でありました。担当に伺ったところ課税に対する情報整備は、できているということでありました。

しかし、町長が常日頃、口に出しているように住民の福祉増進という部分からしますとうちの町で住民の所得階層がどのようになっているのか。それをしっかり把握することです。そのことは、福祉政策をどの方向に持っていくのかということと大きく絡んでくるのではないかと思う訳であります。その意味においては、例えば、大枚を負担した住基ネットシステム等ある訳であります。これらも含めてそれをどう活用するのか。国の方針等もあるのですが、しっかりとした利用をしていくということこそが、これだけの大きなお金をつぎ込み、財政上の負担をしているということの見返りとして求めていくのが当然ではないかというように思う訳であります。その意味では、賦課税世帯のその生活の実態をしっかりと把握していく必要があるというように私は思いますが、そのことに対する取り組みを行うのかどうか、その辺について考えを伺いたい。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま、非課税世帯の生活実態を調べる気はないかというお尋ねでございますが、確かに、その生活実態によって福祉の方向性、どのような支

援をしていくかというようなことも、変わってくるということはあるのだろうなというようには思います。

ただ、それをそれぞれの世帯の実態を町がある意味、言葉は悪いですが介入するというのは、そこまでやるのが本当に良いのかというような思いも少しございます。

それで、現実問題としては、例えば、生活に<sup>こんきゅう</sup>困窮されている方とか、そういう方がいらっしゃる時には、民生委員から情報をいただくとか日頃からの窓口での相談業務とか、そのようなことを中心として、情報の収集に努めているということでございます。単に、非課税であるという部分で、そこに町がはいつていくのが果たしてどのようなものかというように少し思っておりますので、ご理解をいただきたいというように思います。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 極めて消極的な回答であります。今、課長の答弁の姿勢でいきますといつまでたっても変わらないだろうと思います。それでは、町長が訴えているこの施策は何なのか政策は何なのかということになるかと思えます。介入できるできないという問題ではないのです。私は、うちの町の福祉政策をきちんとできるのかと聞いているのです。このベースになる情報を、資料を持たないで、それが可能なのですか。同時に、例えば福祉を中心にした町の政策を進めていくという中で、当然それに対する反発もある訳です。金儲けのために使えとか。そのような施策をとるべきだと思います。当然、それはあって当たり前のことであります。ですが、今、うちの町の公人としてそのような方向を出している訳ですから、それを理解してもらおう情報としても当然、必要ではないのですか。そのような姿勢を私は伺いたい。いかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 言わんとするところは、じゅうにぶんに分かります。全ての町民の生活実態を科学的にデータとして、把握するということの難しさというのは、議員もご存じのとおりであります。福祉保健課長は、そのことを申しているのでありまして、例えば、5千数百人の町民世帯別の所得階層をどのような形でとるかということと言えます。例えば、国保税やいろいろあるのですが、なかなか難しい問題があるということでもあります。それは、調査方法としての難しさももちろんそうではありますが、制度的な難しさもあり、なかなか全体の適確な所得区分のランク付けはできない。

しかし、国保税や限られた条件の年齢、65歳以上等の者についての一定の高所得者あるいは区分ごとの状況の把握というのは適切なものか、私どもは数多くの調査をしておりますし、議会でも答弁しておりますから、しかし、それ以外の子どもたちの状況やあるいは一般の青年や生産者の状況というのは、それぞれの機関あるいは制度により、きめ細かに把握している。そのことが、私どもの福祉政策の基本としているところでございます。それから、例えば、高齢者実態調査などをしていく段階の中では、当然のことですが、各議員からもありますように、例えば、65歳以上の占める家庭の状況で、一人暮らしあるいは二人暮らし等の状態というのは、この問題について、社会的な弱者に対する把握は、適切に把握し、さらに一層の努力をしているところでございますので、決して、議員がおっしゃるように、私が進めている福祉政策にとって基本であり、そのことが相反する答弁ではないのかということで、私は違っていないというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 政策方針を出している本人が、それを認めている訳ですから、それはそれで、私はそこに口をはさむものもないと思いますが、町民に向けての理解、発信という意味では、そのような情報もきちんと<sup>しゅうあく</sup>掌握し提供できるということも大事だということに私は思います。

それと、極めて不安定な収入源という状況の中で、それぞれの町民が苦慮しているという実態にあると思います。その中では、それぞれの仕事の場所、仕事場、職場をどのように守っていくのか。どんな仕事を生み出していくのかということも大切な行政の役割だということに思います。そのような意味では、今、具体的に何かそのような施策を持っていれば、お示しをいただきたい。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 1つは、例えば、最近は緊急的ないろいろな形の相談やあるいはそれらに対する支援というのを各民生委員や町内会、実践会などを通じていろいろな情報がありますから、それらは適切に対応しています。それから商工会やあるいはライオンズクラブ、法人会等を通じ、本町の例えばクノールあるいは石灰、ホクレン等々については、できるだけ雇用の削減をしないでいただきたい。生活を維持するために、ご努力願いたいということを日常的に、私自身をお願いしながら、実際には大量の解雇とかの形に現状の中では起きていない。これは、企業社会、企業都市とは少し違うという状況があります。

しかし、一方で土木作業員などについては、公共事業が減ってきているということがありまして、60歳を超えている高齢の人たちについての仕事の場がないということは、紛れもない事実でございます。高齢の方たちや農家を離農し、土木作業員として働いている人たちの働く場所がないというのが現実の問題であります。ですから、これらに対しては、例えば、そのような組織に対する支援あるいは臨時補正の中でもわずかですが、雇用の場の提供やあるいは北見地区雇用促進協議会で技術提供等々の施策も図りながら何とか影響を少なく、大きくならないようにあるいはわずかでも支援できるような施策を講じているということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） いろいろな形で努力をしているということではありますが、ぜひ今、町長が説明の中でありましたとおり、ある程度の年齢を経た人たちの仕事の確保、収入源の確保という意味では、それらの人たちにとっては、ある意味では死活問題ということもいえるかと思しますので、ぜひ、その人たちの仕事が絶えないように、行政としての配慮をいただきたいと思えます。

年金に関わる問題ではありますが、それは厚生労働省がやるというような言い方されておりました。私は少し視点が違いまして、それぞれ「ねんきん便」などいろいろなものが個々の方に届いている訳であります。その中で意図せずしてといたしますかその発信をしている側にとっては、意図的にやっていると思えるというような部分で言いますと、何でここでこういう資料になるのかというようなことが現実にあるのです。これはあるのですというより、私自身がその経験をしている訳であります。その意味では、例えば今はまだ年金で生活をしていないという状況の中でも、今の時点で問題点を解決しておかなければ、将来



にわたって生活に影響が出るというようなことが現実には起きている訳です。その意味で、私は厚生労働省でなく保険庁の問題だということの対応だけでなく、いろいろな課題があるのだということを行政として、住民に発信し確認することを相談の窓口として、やはりきちんと行政の窓口照会をしていくというような作業をしていただきたい。して欲しいというように思う訳であります。窓口で話をしますと現実には類似の案件が何件かありましたというような話もあります。よく見ないと分からないというような内容もありますので、そのことも含め十分な広報活動、啓蒙活動をして欲しいというように思います。時間がどんどん過ぎていきますので、次の内容に入ります。

今、先ほどもいろいろと生活保護の問題もありましたが、生活保護受給者が道内では、14万6,165人という数字が出ております。その中で、訓子府町の生活保護受給者の状況というのは20年度末で、世帯数が34プラス、町外の方も含めて、36という数字が示されました。この数字自体は平成16年から、ほぼ横ばいでありました。

しかし、中身を聞いてみますと受給が低年齢化しているということでありました。また、生活保護を受けている人口は増えているということになります。それとさらに、先ほど言いましたように、人口減ですから、比率が上がっているということでもあります。このような状況の中で、例えば生活保護を受けながら生活苦に悩んでいる方がいる訳であります。この人たちの悩みをしっかりと受け止め対策をとっていくということ自体が、その町民の福祉政策の根本と申しますか、原点だということに思う訳であります。それぞれ生活の条件が制限され、様々な課題を抱えていると思う訳でありますので、それらも含めてどのような対処をしているのかお聞かせをいただきたい。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま、生活保護に関するお尋ねをいただきましたが、議員の言われるように、確か生活保護受給世帯数そのものが増えている訳ではないけれども、人口が減ったことにより、保護率が上がってきたというような実態もございます。それから生活保護を受けながら生活に制限を受けいろいろ悩んでいる方もいると思います。その人たちに、どのような支援をしているのかということですが、生活保護はご存じのように、その法基準というのは、町にとって裁量権がないということです。例えば、基本的に車を持ってないなど、いろいろな制約を現実問題として受けています。極端に言えば、車を持ってないのなら、保護を受けないという人まで出てくる訳です。ただそこは生活実態をできるだけこまめに聞き、そして、本当に生活が成り立つのかどうかをやはり窓口できちんと対応していくことと、それぞれの実態に応じ、その人が本当に必要としているものということと、きちんと把握した中で、個別に対応をしていく。そのことを十分に考慮しながら、進めているつもりでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 前段の年金に関わる様々な問題点に対して、うちの町の対応として、例えば、先ほど言いましたように、啓蒙活動等を行う考えがあるのかどうかお聞かせをいただきたい。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（平塚晴康君） 年金の関係につきましては、議員の言われているように、この4月から「ねんきん定期便」が各個人に送付されております。7月号の広報に「ねんき

ん定期便」の関係で、ご覧をいただくようにということで広報掲載を今予定をしているところでございます。今後も啓発それから啓蒙活動に対応してまいりたいというように考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 本来は、自治体のやることでないという分野かもしれませんが、町民のためになるという意味においては、ぜひそのような努力をしていただきたい。また、先ほどの回答の中で、生活保護の関係がありますけども、車も取り上げられるとかいろいろなこともあります。前段での議員の質問の中でもありましたが、やはりそのような方の生活の足の確保など、その辺も十分配慮した施策を打っていただきたいというようにお願いしておきたいと思います。

次の2番目の障がいをもつ町民の実態と支援体制の充実であります、町内における障がいを持たれている方の全てを今、<sup>しやうあく</sup>掌握しているという状況なのでしょうか。それらについて伺いたい。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 障がいのある方の全てを<sup>しやうあく</sup>掌握しているかというお尋ねでございます。これは、どのように理解というのか、障害認定を受けていない方も把握しているかという意味で、正直申し上げまして、議員のご質問の中にも障がい者施策に対する課題は何だということがございました。障害認定、障害手帳を受けたり、それぞれの認定を受けた方については、その人にあった支援ができるということは行政につながっている部分ですので、いろいろな問題があっても何とか支援はできるだろうというのはあるのですが、ただ本当に支援が必要な人は、そこにつながってないというのか我々の目に見えていないということ。そこがやはり一番の課題だと考えてございます。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 今の課題を明確に答えていただきました。であればその課題に対してどのような取り組みをしているのか。

また、これからどのような対処をしようとしているのか。それについてお聞かせをいただきたい。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ここは、本当の一般論でしかお答えできないのですが、日頃の保健師の訪問活動とか、それから民生委員さん、町内会、実践会の方からの情報が一番の情報源になるのかと思っています。そのような人たちをできるだけこまめに把握して、その対応に努めるということで進めてございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） いろいろな形で申請主義ということもあり、なかなか個人情報等も含め踏み込みができないということもあろうかと思っています。今、課長からの説明があったように、それぞれの役割分担がされている組織もある訳であります。ぜひ、今説明されたその組織と連携をきちんと取る中で、可能な限りその住民の障がいを持たれている方の実態を掌握していただきたいと思いますし、やはり基本的なものは、その障がい者の悩みに寄り添うという姿勢だと思うのです。例えば、財政的に全面的な支援をできるかという

とそれもなかなか難しいでしょうし、ある意味では、その人の心の支えにもなれるような行政であって欲しいと思いますので、ぜひ、その姿勢を持った対応をしていただきたいと思いますように考えております。障害者支援法が改定され、現実、旧法の施設支援を受けている方もいる訳です。その方は、将来にわたって新法に従った施設入所や移行するというように聞いております。当然その中で、現状からすると環境が変わっていくことや、いろいろな状況が推測される訳ですけれども、それらについての問題点というのは、どのようなことがあるのかお聞かせいただきたい。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま、自立支援法の施設の関係のお尋ねございましたが、自立支援法は、平成18年10月に施行され、この時点で施設の体系移行ということがいわれていました。それと障害区分認定の程度により、施設から退所しなければならないというようなこともございまして、ただ、正直いって、その時点では本当にこういうことになったら大変なことになるという危機感はもっていました。18年の時点です。ただ、その時には、平成23年度までの5年間は、猶予期間をもたせるということだったものですから、この5年間で何とかしていく必要があるというように考えてございましたが、まだ、はっきりした訳ではないのですが、ここにきて自立支援法の見直しがいわれていまして、その中で施設からの強制退去はさせないとか、そういうようなこともいわれてきていますので、その部分では、少しは今まで心配していたことがいくらか改善されているのかというような思いは、少し持っているということでございます。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） さまざまな法の改定等により、窓口となっている福祉保健課と職員は、極めて混乱の中にあり、実務作業をこなしているなどというように理解しております。

しかし、その対象となる人たちにとっては、まさに日々不安の中におかれているというのが実態だと思います。この人たちがやはり自分たちが生きている意義、充実感というか、そのことをやはり感じながら時間を過ごせることの大切さをしっかり受け止めながら、それらの課題、悩みについて、ぜひ手を抜くことなく正面から向き合って欲しいというように思います。

この辺で、前段でも申し上げましたように、福祉政策に対する予算付け、様々な財政難からの削減という中で、本町の福祉予算は横ばいを維持しているということでもあります。そのような意味では、前段でも口にしましたが、なぜという声も耳にする訳です。それぞれの考えがあってしかるべきなので、それを全面否定する何ものもございませんが、いろいろなやはり情報を今、うちの町の障がいを持つ方々の実態、そして法に照らし合わせ、まさに適正な行政運営をしているということを知らしめるべく、情報提供をするべきではないかと思います。もう少し深い情報提供といえますか、する必要があるというように私は思うのです。いろいろな組織を運営している人、そのような福祉の組織の中で、陣頭に立って様々な課題に取り組んでいる方たちにとり、外野からのいろいろな問題提起、指摘といえますか、それらについて、どこに、はけ口もなく悩んでいるという声も聞きます。それが、その人たちの活動が、あたかも財政の足を引っ張り、町民の生活にプラスにはなっていないとの発言もされているというように聞いております。そういう意味では、先ほども申し上げましたように、この実態。また、うちの町のそのような取り組みもしっかり

と町民に向けてPRする。もちろん町長は、福祉に関する取り組みについては、全面的に打ち出している訳ですから、そのことを理解してもらえるような努力をこれからも続けて欲しいと思いますけども、それらについての考え方はいかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 議員の質問に対しては、総括的に答弁しなければならないと考えていたところでございます。

1つは、今日のニュースにも出ておりましたが、私はいつかの議会でも申し上げましたように、国が2,200億円の毎年、福祉予算を削減していくということが本当に良いのかどうかということです。どうやら撤回するようでございますが、私は当然のことだと考えているところであります。私どもの自治体、市町村も財政の削減が行政の目的ではないのでありますから、すなわち住民の生活を支えきることが、行政のあり方の基本的なスタンスです。

しかし、その手段として、状況的には、財政問題を先に出さなければならないということは、当然だと思います。

しかし、その中でも私は、いつも申し上げているとおり福祉については、可能な限り後退させないということを、今後も肝に銘じながら進めていきますし、努力をしていきたい。それから、広報活動も昨日もご指摘がありましたように非常に分かりにくいということも含め、もっと身近な広報を現実的にやっていく必要があるのではないかとということもございましたが、それらについて、これからも努力をしまいたいと思っております。例えば、年金の啓蒙のことでいいにしても、私のところにも「ねんきん定期便」がきましたけども、僕が読んでも分からない。町民課の窓口の係長のところに行って「これはどう理解すればいいのか」と聞きました。社保というのか、そのようなところの通知を見ても分からない。あるいはまた住民の方から、私どもが介護保険料の納付書といいますが、説明の資料も限られたスペースの中で網羅していかなければならない状況の中で、大変難しい問題があるのです。

しかし、可能な限りこれらについては、努力していきたいというように考えているところでございます。

それから、障がい者の障害認定をされていない方の把握については当然のことです。これは、私ども地域担当の民生委員さんや保健師が日常的な努力をしておりますが、一方では、ほかに知られたくない。このようなまだ閉鎖性をもっている状況もないとはいえないため、なかなか入り込むのは難しい。手を差し伸べることも難しい。問題を発意といいますが、提案、相談があった時には、喜んでということもあるのですが、なかなか非常にメンタルな問題もあります。ですから今、きらきら本舗を中心にした作業所があり、そこでいろいろなことを今、実践し、輪を広げようとしており、頑張っていると思います。いろいろな課題を抱えながらもさらに発展させようとしておりますので、これらの福祉団体、組織も含め、私たち行政は一体となり、これらを拡大しながら、何とか全ての人々が地域の中で活躍、活動ができる状況を広げていかなければならないと思います。ただもう少しいいますと生活保護の問題にしても非常に微妙な問題があります。これをなかなか皆さんにお伝えできないことが辛いのですが、車の問題もわかりです。それから疾病を抱えながらも生活保護を受けることにより、どうしても確かな医療を受けられないなど、いろい

るな課題がございます。これは、私自身も非常に頭が下がります。民生委員さんや社会福祉担当職員のきめ細かな対応については、自分の職員のことでもこのようなことを言うてはおかしいのですが、やはり非常に努力の中で、日夜奮闘しているということもご理解いただきながら、さらに、これでいいということはありませんので、きめ細かな政策あるいは施策を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） まだ、以降が残っておりますが、この辺でテープの関係もありますので、昼食のため休憩をいたしたいと思います。

再質問再開は午後 1 時から行いますので、ご参集をお願いをしたいと思います。

休憩 午前 1 時 5 5 分

再開 午後 1 時 0 0 分

議長（橋本憲治君） それでは定刻になりました。休憩を解き、会議を継続いたします。引き続き、一般質問を行います。

上原豊茂君。

9 番（上原豊茂君） 午前中に引き続き、私の一般質問を続けさせていただきます。2 番までは、終わったと言われましたが、非常に消化不良でありますけれども、そのようなことでありますので、3 番目の介護保険制度改定による影響と対策について、さらに再質問させていただきます。

制度改正は、給付費を減らす意図があるという専門家の指摘もございます。一時判定、いわゆるコンピュータ調査による一時判定の方式を変えたことにより、判定が軽くなったということのようではありますが、先ほどの回答の中では、訓子府町において 21 名が介護認定の判定を受け、うち 6 名が経過措置のほうに選択されたということでもあります。非常に人数が少ないので、前段申し上げましたように傾向が訓子府においては、分からないといういい方をされておりました。

しかし、全国的な傾向として、一定の形が見えている中で、どうして訓子府は、このような状況で傾向が分からないというような判断をしているのか。その辺をお聞きしたいのと、経過措置により今後もずっとその対応がしきれぬのかどうかを簡単に答弁願いたい。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま、介護保険の認定方法についてお尋ねございましたが、全国的にというのか一般的に今回の制度改正によりまして、介護度の判定が軽く出るということはあるようです。実際問題、今回更新申請し、うちの場合も 29 人の方が更新申請したうちの 6 名の方が更新する前の介護度に変更があり、経過措置で変更させた訳ですが、この 6 名のうち実際に軽く判定したことにより、前の介護度に戻した方が 5 名、逆の方が 1 名います。そのようなことを考えれば軽く出るのは、そういう傾向にあるのかというようには考えてはおります。

それから、経過措置の部分でございますが、これは先ほど町長のほうから申し上げましたけれども、厚生労働省で今、介護認定の認定方法の検証を実施しておりまして、これがいつまで検証を続けるのかという明確な時期が出てない訳ですが、この検証が終わるまで

は、この経過措置を続けるということですので、そのような部分では実質的に介護認定が軽く出たことによって困るという人は、その経過措置があるうちは、出てこないのかというように思っていますし、厚生労働省の検証結果がどのように出るのか、まずそれを見ないことには、その後どのようなことになるのかというのは、現状では見えていないということで、ご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 今の課長の答弁でいきますと全国的な傾向と同じようなものが見えるということで認識していいのだと思います。実際に、訓子府の平成20年度データですが、介護認定の度合いでありますけれども、要支援から要介護1までが38.3%と出ております。ややもすれば、この人たちは、介護対象者から外れる可能性があるというように見方を耳にし、目にする訳であります。これらの方々がどのような経済状態にあるのかというのはよく分かりませんが、これらもからめて前段の生活実態、所得の実態を調べてはということだったのです。うちの町の高齢者保健福祉計画や介護保険事業計画で、21年から23年の冊子の中に、所得段階別第1被保険者数というのがございます。これらを見ますと大体そんなに大きく年度で変わりはありませんけれども、20年度でいきますと80万円以下の住民税非課税者の中の317名が対象になっており、その中にいるということであります。こうなるとこの人たちが、もし、この介護認定の度数が下がり、軽度判定された場合に、実際、経済的に生活が成り立っていくのかどうか。

また、負担を強いられた中での生活が成り立つのかどうか。極めて不安を感じる訳であります。この辺の対応をしっかりと今のうちから考えておかなければ結果が出てからどうするのか。予算措置も含め基本的な姿勢も含めて整理をしていく必要があると考えますが、その辺についてのお考えはいかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） まず、先ほどの6名のお話させていただきます。6名のうち5名が軽度で判定し、経過措置を使ったという話をしましたが、その5名は軽度の判定が出たという中身は、そのうちの2名については、実際、本当に症状が軽くなったという方がいたということをお話したので付け加えたいと思います。

それから要支援とか要介護1の方が軽度で判定されたら、介護保険から外されてしまうのではないかとということですが、確かにそのようなことがいえるとは思います。その人をどうするということにはなりますが、まず1つは、先ほど言いましたように、この経過措置が終了した時点で、厚生労働省の検証結果を見ることが1つ。それから本当に介護保険が使えなくなり、その制度からはじかれた人というのがあった場合には、やはり状況によっては、町のサービスをもっと充実させるということも1つ考えなければいけないと思います。現実問題、介護保険に準じた形で、現在もそのような支援は必要だけれど、介護保険を受けられない方というのは実際にいるので、その方は町の在宅のサービスなどを実際に使っていますし、また、今後、ボランティアの育成なども図っていくということをお話していますので、そのような方たちの活用も何か考えながら進めていく必要があるのかというように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） これらの対策については、そう長い時間がある訳ではありませんの

で、時間をかけるのではなくスピーディに対処、対策を練っていただきたいというように思います。

それでは、そのような期待を込めて、次に移りたいと思います。

最後の子育て環境の充実についてであります。先ほどから議論しています障がいの関係からみてみますと当町の児童の介護給付受給者というのが18名とされております。この内容と例えば介護給付を受けるまでのプロセスがどのようになっているのか。この対策により、どのような成果が出ているのか。その辺についてお示しをいただきたい。

議長（橋本憲治君） 暫時休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後 1時09分

再開 午後 1時11分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま、障がい児の関係でのご質問いただきましたが、そこに介護給付に至るプロセスということだと思っております。日頃の保健師活動やそれから相談を受けたりすると中で、そのような支援の必要がある子どもさんたちに対して、発達支援センターなどの、そのようなところにつなげていくというようなことで進めているということでご理解いただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） なかなか私の質問の意図が分からなかったということなので、申し訳なく思っておりますが、うちの町の児童の介護給付受給者が多いという状況については、担当者といろいろと話し合っている中でみえたことですが、非常に例えば幼稚園、保育園さらには小学校等々と福祉担当者の連携、これが非常に密になっているということのようであります。他の近隣の自治体では、なかなかその辺の流れがうまくいかないということで、対象者はいるけれども数字として、表れてこないというような表現を聞かされました。その意味では、この状況というのを三角、バツテンなどというのではなく、もう二重丸というとらえ方をしながら、子どもたちの将来に向けて、どのようにサポートするのかというところをしっかりとやはり充実させて欲しいというように思うところであります。ぜひ、この辺のPRもしていくべきだというように思うところであります。

次の核家族化、子育て負担、家族化が、子育て負担を大きくしている。道などは、これを助けるために地域で助け合う活動を推奨しようとしているという記事がありました。三世代同居率というのが全国で8.6%、道内では4.9%という数字が出ておりました。同居をするのが良いのか悪いのかといろいろなことがあるかと思っておりますが、これらに対し、ぜひ対策を早めていただきたい。例えば、支援センターの問題ですとかボランティア等も先ほど町長の回答の中にありましたが、年度を前倒していくというような姿勢をとっていただきたいというように思います。

また、次の児童虐待ですが、それらについての報道も多い訳です。道の発表では、2008年で1,644件、うち実母によるものが58%、956件。内容はいろいろでしょうが、そのような数字がありますので、うちの町の実態はどのようになっているのか、そ

の辺についてお聞かせをいただきたい。

時間がないので、次の分も質問させていただきます。町が出している次世代育成支援推進行動計画の中で、新規の保健対策の充実が記されています。その中で中学校では、性に関する教育が盛り込まれており、小学校でもありますが、具体的な部分は、中学生が主なような記述になっております。私が言いたいのは、子どもたちの命を守るという意味からして、ある報道で、性感染症の低年齢化が進んでいる。非常に拡散の状況にあるという報道がありました。これらについて、今、うちの町の対応で、十分なのかどうなのか。非常に疑問を持つ訳であります、それらについての考え方をお聞きしたいと思います。

以上であります。

議長（橋本憲治君） 残り3分になっておりますので、簡潔にお答えを願います。

福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま、児童虐待の問題につきましてお尋ねいただきましたが、実態といたしまして、本町にもないともいいませんし、実際その対策、福祉保健課、教育委員会等々中心になり行っております。本年度、児童福祉法に定める「要保護児童対策地域協議会」という組織をですね、児童相談所共々立ち上げ関係機関とその都度、協議をしていくということで進めておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） それでは、総体的に答弁させていただきますが、先ほどの介護保険制度の認定の問題も含めて、そこから確かに制度そのものが第1次判定、第2次判定から除外され判定基準が低くなっていくという問題点があります。それから調査項目が5項目から7項目ほど少なくなってきた中で、本来、介護認定されなければならないのがなくなっているという点では、厚生労働省の昨年の暮れの発表をみても、やはり20%前後の軽い判定が出てきているということがございます。これは、国が1つの制度の欠陥として、状況によっては全面廃止と言っていることもあります。しかし、何とかそれを克服するために、今、急ぎよ、改善策を検討しているという状況でございますから、そこは煮詰めていきたいということとこれも課長が申し上げましたように、そこからあふれる者というのは、制度的にあふれる者は、地域福祉で可能な限り、充実した施策を講じてまいりたいというのが1つであります。

それから子どもの関係で言いますと前回の西山議員の質問にもお答えしましたとおり子どもが求める子育て支援センターというのは、そのような子ども総体をどうとらえていくのか。学校教育はさることながら、地域の乳幼児の関係者も含め、保健師、保育士あるいは学校の教師等々も含めた一体の中で、子どもたちの虐待やいろいろな問題を支えていくという体制をより強くしていかなければならないのではないかと思います。そしてそれは、例えば、発達支援センターで行っている「きらり」との連携も含め、全ての子どもたちが受け入れあるいは支援していくような状況を地域でどうつくっていくのかということが、私は課題だと思っておりますので、この辺はこれからもきめ細かく進めてまいりたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 時間が終わりますので、以上で私の一般質問を終わりますが、どうか職員におかれましては、それぞれの立場で住民にしっかり寄り添っていくという姿勢



をもち行政推進にあたって欲しいと思います。

以上で終わります。

議長（橋本憲治君） 9番、上原豊茂君の質問が終わりました。

次は、7番、工藤弘喜君の発言を許します。

7番、工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。それでは一般質問通告書に従いまして、この度、大きな項目でいけば2点ありますが、まず、1点目の「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」の有効活用についてから質問をしていきます。通告書を読み上げる形になります。政府は2009年度補正予算で「追加経済対策」を打ち出しました。本町においては、現在の厳しい状況の中にあっても「町民生活を後退させず、町民福祉の増進」を基本に町政運営にあっていることは認識しているところでありますが、この度の臨時交付金の有効な活用で町民生活のさらなる安心と励ましに結びつく施策を望むところであります。

よって、次の事項について町長の考えを伺いたいと思います。

まず、1つ目ですが、今回の交付金活用における基本的な考えをお伺いいたします。

2つ目です。現在「財政健全化戦略プラン」を策定し、町民の理解と協力を得ながらプランを反映した予算の執行となっているところでありますが、昨年度の第1次、第2次補正、そして今回の補正と当初の予定になかった追加対策が国によって実施されることによりまして、プラン策定時の財政推計にどのような変化が生じるのかお伺いしたいと思っております。

3つ目です。子育て、少子化対策に向けて、子育て世代に経済的支援策はないかお伺いいたします。

4つ目です。障がい者福祉や介護福祉の分野での利用者や従事者の方たちに対する支援策についてお伺いをいたしたいと思っております。

5つ目です。季節労働者の生活安定対策や町民の自主的な「まちおこし」に結びつく事業創設のための研修等に対する支援についてお伺いをいたします。

6つ目です。町内商工業者の経済を支援するような小、中学校を含む町の施設は沢山ありますが、そのような施設などの小規模な工事・修繕の発注を増やせないか伺いたいと思っております。

最後の7つ目です。今回の補正で投資的ハード事業に活用ができます「地域活性化・公共投資臨時交付金」も新たに創設されていますが、この活用について、本町としてどのような形で検討されているのか。これについてもお伺いいたします。

以上であります。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」の有効活用についてのお尋ねがありましたので、お答えさせていただきます。

まず、1点目の「交付金活用の基本的な考え」についてであります。この交付金につきましては、地域活性化等の速やかかつ着実な実施を図ることを目的に、本年度、2億443万6,000円を限度に交付される見込みとなっております。

一方、昨年度、国の補正予算により「地域活性化・緊急実現総合対策交付金」さらに「地域活性化・生活対策臨時交付金」あわせて約1億7,400万円の交付金を受け、そのう

ち、1億5,800万円あまり、事業数で申し上げますと27本を繰越事業あるいは基金活用事業として本年実施しているところでございます。雇用創出や地元中小企業等の受注機会の拡大といった、町内景気の底上げと一定の効果に結びつくと思われております。

このようなことから、今回の交付金につきましては、本年度だけでその効果が失われることなく、来年度以降も引き続き経済対策や少子高齢化社会への対応、町民の安全・安心の実現に活用できるよう、創意工夫しながら活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2点目の「昨年度からの国の補正予算による追加対策が、財政健全化戦略プラン策定時の財政推計にどのような変化をもたらすか」とのお尋ねでございますけれども、昨年度の追加対策分で申し上げますと今回追加提案させていただいております事業もあわせて、32本の事業を実施することになりますが、このうち、推計時点で見込んでいた事業が10本ありまして、これらの事業を前倒ししたことにより、将来の一般財源負担軽減分として、約6,200万円、基金繰入額の負担分として約600万円、単純に考えますと6,800万円ほどの将来負担の軽減化が図られることとなります。

なお、本年度の交付金の活用につきましては、現在調整中のため、財政効果等も示せる段階にありませんので、この点につきましては、ご理解を願います。

3点目から6点目までは、交付金活用に関するご提言も含めたお尋ねですが、その考え方は、まさに今回の交付金制度の目的に沿ったもので、町としても貴重なご提言と受け止め、今後の事業調整の中で、検討してまいりたいと考えております。

なお、この交付金につきましては、原則として本年度中に消化することになっており、ご提言の中には、本年度に限らず、来年度以降も継続実施すべきものもございますので、この交付金を後年度必要な一般財源と振り替えるといった手法により、厳しい財政状況の中にあっても、福祉サービスの充実や町民所得の向上に結びつく施策の実施など、地域活性化に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後に7点目の「地域活性化・公共投資臨時交付金の活用を検討しているか」とのお尋ねでございますが、制度内容がまだ詳しく説明されていないため明言はできませんが、町の活性化と財政健全化の視点に立って、可能な限り活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 今、お答えをいただきましたが、若干、再質問という形で質問を個別にしていきたいと思えます。できれば今回の質問はできるだけ提案するというような形で進めていきたいというように思っていますので、よろしく願いいたします。

まず、その前の特に、この1番と2番にかかわる基本的な取り組みと活用の考え方あるいはいわゆる再建プランとのかかわり等で考えてみた時に感じたことなのでありますが、まず、今回の臨時交付金の活用についてであります。非常に多くの方とお話をしたということでは決してないのでありますが、何人かの方たちとも少しこのようなお金がくるんだ。そして、このような趣旨でくるのだということで、何か希望、要望なり、そのようなものはないですかという中でお話を聞くという機会を設けるようにしました。何人かに話を聞いた訳であります。聞けば聞くほどやはり職員の方の大変さというのもわかってくるような、そのような思いでありました。事実。先ほども町長の答弁にもありました

ように、いわゆるまさにこのよく言われているように、1回きりのバラマキという部分があるのです。やはり確かに2億円余りのお金が入ってくるとはいえ、この1回限りであるということ。もう1つは、これは当然、総額でいくと約14兆円、15兆円近くのお金が補正予算で使われる訳であります。この財源というのは後年度のいわゆる消費税という問題とつながってくる。連動するのではないかというそのような思いも皆さん方もっております。そのような中であってのいわゆる活用をどうするかということでもありますので、非常になかなか難しい。それともう1つあったのが、たった1回きりの支援を受けて、どう自分たちの生活が変わるのだというのも率直なところありました。もっと何か考え方があってもいいのではないのかという意味の意見もありまして、本当にあなるほどなと思いました。これは、いろいろソフト事業を中心といいながらも、やっぱり使い勝手のいいよくいわれるそのバラマキと言われるというのは、こういうことなのだと改めて思ったところであります。

しかしながら、十分ではないにしろ、いわゆる2億円余りが交付金として入ってくる訳でありますから、本町にとって、どのような使い方が本当に有効なのかということで考えますと、やはりポイントとして2つあると自分なりに考えてみました。

1つは、やはり本町独自の、いわゆる状況からみまして、先ほども町長は少し触れておりましたが、本町の場合は、いわゆる財政健全化戦略プランを策定いたしまして、そのことによって、町民の方々には水道料金などを含め、それなりの負担をさらにしているような状況があります。これは当然、理解と協力もいただきながら進めているということでもあります。さらには、職員の方々には、4%のカットの問題も含めて協力もしていただいている。その中であって、今回の臨時交付金の使い道としては、そのような負担をして、とにかく先に向けて何とか頑張ろうとしている町民あるいは職員の方々も含めていわゆる生活者という立場に立った時、やはりそこにきちんとたった1回きりかも知れませんが応援をする。特に、恵まれていない経済的に大変な方たちに対する応援というのは、やはり必要ではないかという思いがしたところです。訓子府として、やはりこの取り組みをしながら、様々な負担も持ちながらも訓子府の未来を考えて協力してやってきたところに報いるという訳ではありませんが、1回きりのバラマキで報いるということには、なかなか語弊があるかもしれませんが、そのような考え方も当然必要になるのではないかと思います。1つの観点です。

もう1つが、これも町長が言われていますが、それだけにとどまらない。いわゆる聞いて歩いた時に出てきた「先に向けた何かないのか」というところにやはり答えられるやはり工夫、知恵というのか、そのようなものがやはり今回の活用の中では、十分求められていくのでないかというように思っています。いわゆるこれは訓子府だけではありませんが、将来に向けて、やはり今の高齢化あるいは少子化であるとか、様々な解決しなければいけない、直面する課題をとらえた、そのような施策にどう結び付けていくかというところにやはり重点をおきたいいわゆるその準備といったら、少し語弊があるかもしれませんが、そのことも念頭に入れた使い方ということも十分に考えていただきたい。特に、このような臨時交付金であれば、臨時的にくるものについては、やはりいわゆるハード事業にするというのが1番簡単で楽です。それも全て悪い訳ではないのです。生活いわゆる公共事業的なものに結びつくのであれば町の経済の活性化にもなりますので、当然それはどん

どん進めていかなければいけないということもありますが、そこだけにとどまらない形で考えた時には、今回の「公共投資臨時交付金」というものも別枠できますので、そのようなことも含めて考えると今回の2億円の使い道としては、将来、制度化できるようなそのような施策の実現に向けて、十分工夫して欲しいというのが、私の考えなのでありますが、再度、町長の考え方もお聞きしたいということで、よろしくおねがいいたします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 先の議員協議会でも申し上げましたとおり財政的な再建プランの中で職員を含め、とりわけ住民の方に大変な負担やご無理を申し上げているということを含めて、何としても財政を健全化にひとつは、もっていかなければならないというのは当然のことでございます。このことによって、先ほども申し上げましたように、およそ数千万円のこの実施によって、1つのプラスの方向というのが出てきておりますし、基本的に将来にわたって、どうしてもここ数年にやらなければならないことを前倒ししてでもやらせていただきたい。それは、補助事業あるいは起債の対象外となっている事業を中心にしながらやらせていただきたい。それによって、後年の財政的な余裕を少しでも図っていくということが、まず1つには上げられるということでございます。

しかし、ただそれだけでいいのかどうかということでございます。平成20年度までについては、とりわけ町営住宅やあるいは小学校の耐震化等々の問題も含め、様々なハード事業を中心にやってきている。今回の2億円の問題については、現在調整中ですので、中身には触れられないという話をしております。

しかし、既に職員の中では、積み上げを企画財政課を中心に行っておりまして、およそ事業的なメニューでいいますと50数項目の項目が上がってきてございます。それをトータル的に見ますと2億円の交付金に対して、全体的には6億円の事業規模の計画が上がってきている。これらをどう精査していくかということもそうなのですが、今、関係省庁にも見解を求めたりしておりますが、例えば、来年予測される大きな事業として情報システムの問題についても、この基金を使ってできないかということとそれらの金額を基金として、原則的にはダメだということとありますが、積み立てながら、およそ2億円近い基金を後年にわたってさまざまな施策に展開していきけるように転化しているようなやり方というのはいかなるものかということと今、提案をしているところでございます。これは、その上で私たちは今、議員のご指摘のとおり先に向けた施策、本町独自の制度的なものにつなげていけるようなことも含め、私は実行可能なものにしていかなければならないと考えております。例えば、昨日言った足の確保の問題ひとつにしても、様々なことがこれからこの基金を逆手にとってという表現がいいかどうかは分かりませんが、私も含めた職員の知恵の見せ所ではないのかと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 今、お答えいただきましたように、この交付金の性格というのが非常に問題になることなのです。いくら国のほうで使い勝手がいいからといわれてみても、性格というものがあまして、例えば当初予算での既存事業の財源に振替は認めないだとか、あるいは2009年4月11日以降の新規事業をいわゆる新規予算化した事業に限って使っていていいですか。あるいは一部基金として、活用することは今言われておりましたが認めていない。全額、2009年度中に使い切ってくれという中身、いわゆる性格

になっているというのは知っています。ただ、今、町長が言われましたように、本当にその後年度に対して、制度的な形で有効活用するということになれば、やはり基金として積み立てていくということができるということがやはり非常に大切な条件になるのかという思いもいたしますので、本当にこの点については、まだ時間があり、回答をもらうことはこの7月以降の臨時議会になるのかよく分かりませんが、次に私たちに提案があるまで、この辺はクリアできる状況になっているのかどうかお尋ねしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 企画財政課業務監。

企画財政課業務監（森谷清和君） 今月中に、この「経済危機対策臨時交付金」に係わります訓子府町としての実施計画を事前に提出し、最終的には9月に提出となるのですが、およそ7月中には、大体事業は適当かどうかということが明らかになるというように見込んでおります。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 分かりました。それでは、原則的な部分というところは、これで終わらしたい訳ですが、次の3番目以降のことについて、本当に、ここからは要望、提案というか、少し考えていることあるいは皆さんからの意見も聞きながら、ぜひ、このようなことはどうなのかということについて、質問をしていきたいと思います。

まず、この3番目ですが、いわゆる「子育て少子化対策に向け、子育て世代に経済的な支援策は何かないか」ということでありますが、本当に、この点についていけば、何人かのお母さんたち、それはいわゆる0歳から就学前までの人もいたし、小学生段階、それから中学生の子を持つ親、あるいは高校生、皆やはり違うのです。その子どもの年代によつての思いも要望も違う。ということは当然なのですが、1つは、やはり一様に出たのが、これは先ほどの議論ともつながるのですがだけれども、突発的に病気になってもらうのが一番大変なんだという思いはやはり皆共通していました。そこで係る経済的な問題も含めてだと思っております。いわゆる乳幼児の医療費の無料化をどう拡大していくかということにつながるのではありませんが、この点については、非常にこの今回のこの交付金の使い道として、その観点で考えてみても、非常に厳しい状況、話になるのかということのも実際問題としてありますので、このようなことについては、将来的な制度化に向け、町長にお伝えしたいという話を私ながらしてきた段階であります。ただ、その中であって、そのような話もある中で一つはやはり小中学生を持つ親御さんの思いとして、できるのであれば、その中で単年度でもいいので、例えば「修学旅行の支度金的なものを、何とかするのどうか」というお話も事実ありました。やはりこれは子ども1人、1人というか2人というか、数少ない家庭では、そうでもなかったのかもしれませんが、やはり3人とか子どもたちが学校に行くようなそういう世代になるとやはり特に、上が高校生であるとか、そのようなところではそのような要望もありまして、それは、何とかそのような部分で1回きりのバラマキの中で本当にバラマキみたいな対策、対応支援ということにしかならないのかもしれませんが、どうかということでもあります。

それともう1つ、これが小さい子どもたちを持つ親から聞いたことなのですが、その方は、北見とか他の町から来ている人たちだったのですが、押し並べて「訓子府は、子どもを育てるのに非常に良いところだと私たちは感じているのです」と言われました。例えば、小さい子どもたち、特に、小学校以降、中学も含めてだと思っておりますが、「校外活動含

め、本当に子どもたちを大事にしてくれているというを感じる町だ」ということを2人ぐらいの方から言われました。「特に、少年団活動など、そのような部分で皆大人たちがフォローしてくれる。そして、うちの子にも行き届いた目をしてくれる」というようなことでありました。ただ、出たのがというか、そのようなことも踏まえ、全てそしたら何もなにかといったらそうではなく、少し提案なのでありますが、特に「子育てハンドブック」のような、今ある様々な子育てに関わる制度があります。現行でもいろいろな制度がある。扶助制度も含め、そのようなものがあるいは訓子府独自に校外活動でいけば、その「みつばちクラブ」だとか「竹の子クラブ」だとか。そのような類<sup>たぐい</sup>のありますよね。そういったものを例えば、子どもが産まれる前、妊娠の時期から、少なくとも18歳ぐらいまで、その期間を全部を網羅した、訓子府独自の「子育てハンドブック」これを見れば本当にその年代年代でこのような制度の場所があるのだ。このようにすれば、何か自分たちで申請すれば何とかなるんだ。例えば、就学援助の問題含めたり、いろいろあるのですが「そのようなものがあつたらいいですね」というのは何人もいました。特に、子どもの小さい人たちです。広報から確かに入ってくるので、それはそれでチラシとしてくるから分かると思うのですが、トータルで「子育てハンドブック」例えば介護保険でもあのような形で出しています。あのような類<sup>たぐい</sup>のものだと思うのですが、訓子府独自のものが今回の交付金で仮にでき、そして、妊娠した時点でプレゼントする。あるいはそこに絵本も入れるとか。それは、図書館との関係も出てくる訳ですが、絵本の1冊でも入っていて、そのような何かあれば、何か少し応援してもらっているという気持ちにさらになるという人が何人かいました。私自身も本当にそのようなことが大事なのかという思いもいたしますので、そのような点、特にこの2点について、考えていただきたいというように思っています。その点について、ここで答えという訳ではありませんが、もし何か考えることがありましたら、お答えいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 前向きに検討させていただきますという答弁が一番簡単なのですが、例えば、病気の医療費の問題の義務教育まで助成する。最近でいいますと比布町議会がそれを議決をしたようでございますし、例えば、大学病院や国立病院の入院等については、対象外ということですが、一般の通院等の医療費等については、小中学生の義務教育までは免除ということですが、管内でも2、3自治体やっているようでございます。これは、私自身は今、財政再建プランを頭に入れながら、何とか財政的な見通しをたて、子ども総体の政策を今後進めていく中では、大事な課題として、自分自身も受け止めておりますので、これは今すぐ私の残された2年間のうちで、できるとかできないとかということではなくて、前向きに将来的な課題として子育てが安心した、とりわけ、突発的な病気等についての検討をいずれしていくということで、お答えをさせていただきます。

子育てハンドブック等については、これは教育委員会あるいは福祉保健課等を含めて、大変貴重な提案だと思っておりますので、この交付金でやることについては、タイムリミットもございますが、いずれ子育て支援センターや様々な子ども町の町が管内でも先進的に頑張っていることがたくさんありますので、これらも網羅した何かをつくればということもありますので、検討させていただきます。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） ぜひ、前向きというか具体的に1つでも形になって、表れるような方向でお願いをしたいというように思っております。

続いて、4番目の障がい者福祉等の関係なのでありますが、これに係わりまして質問したいところは、いわゆる各種の研修や本町においての介護あるいは福祉に従事している方たちのいわゆるスキルアップといえますか、そのための研修やあるいは資格取得です。これは新たな福祉のほうの人材確保ということを考慮し、介護福祉士、社会福祉士などのいわゆる資格所得の際の支援というものが、今回の交付金で対応できるように検討ができませんかどうか。これについて、考え方を伺いいたします。

議長（橋本憲治君） 企画財政課業務監。

企画財政課業務監（森谷清和君） 障害者福祉の推進等も今回の経済危機対策臨時交付金の中では、制度で経済危機対策の中で非常に重視されている点でありますし、今回、各課からの取りまとめのところ、所管からも障害者福祉団体のほうから、研修に対する支援というようなことも出てきておりますので、この点につきましては、前向きに検討しているところでございます。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） このいわゆる福祉の障害者福祉、介護福祉も含めて、やはり人材育成というか、特に今いろいろな、現実に従事している人たちのスキルアップもそうですが、できれば若い人たちがいわゆる職を失ったが、でも福祉の分野で何とかしたい、働きたい、資格を取りたいなどの部分に対しても、できるだけ「このような支援策があります」と呼びかけがあれば、当然その方たちには地元で極力働いてもらうようなことも大事であります。そのことも含めてお願いをしたいというように思っているところで

す。それで、次の5番目になりますけれども、季節労働者の生活の安定対策あるいは町民の自主的な「まちおこし」に結びつくような事業の創設、そのための研修等あるいはそこに必要な道具だとか施設だとか、そういったものに対する取得に対する支援。これについては、町長どのお考えか、ちょっとお答えいただきたい訳ですけど、方向性というか、細かくまだ当然、各課から出てきているという中でありますので、その状況はわかりますけども、この方向性についてどういう考えをお持ちなのか。お聞きしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（佐藤正好君） ただいま、季節労働者の関係のことでお尋ねをいただきました。今回、具体的に町のほうでご相談があった団体につきましては、訓子府町地域雇用促進協議会の方がいらして「訓子府町で採れる山菜を栽培して事業化したい」というご相談でございました。そうした中で、いろいろな研修、視察も行っているということもございまして、ぜひとも町として可能な限り支援をしたい。お金だけでなくものの面で協力できるものもあれば、ぜひお手伝いをさせていただきたいということでお話した経過がございます。その中でいろいろお話をお聞きしていく中で、今回の1年間に限定した交付金の事業としては、非常に取り組みづらい。団体としても本年については何とか自主的にいろいろ研究を重ねたいんだというような状況でしたので、今回の交付金の事業としては難しいと思っております。ただ、こうした「まちおこし」の事業につきまして、既存の他の補助制度等もありますので、それらの制度等で取り組んでいければいいというように感じ

ているところであります。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 今回の交付金ということになると難しいというお話もありましたが、できれば本当にその季節労働者の方たちのいわゆる生活支援という部分も含めてお願いをしたい。ぜひ使っていただきたいという思いと同時に季節労働者だけではなくて、いわゆる「まちおこし」に結びつくという観点から考えて、例えば、このひとつの見解を聞きたいと思いますが、町長は今回も戦略的の大学支援事業といいますか、いわゆる北大の研究員の方をお呼びし、本町で仕事をしてもらっている。そしてあるいは元農業改良普及センターの小林さんが、昨年もやっていた農産加工という問題を積極的に大変重視され取り組んでいます。非常に大切なことだと思っております。その時に思った訳であります。当然、農産加工の関係でいきますと今、交流センターの中にある加工室を利用されているのですが、本町にもいわゆる牛乳生産をしているいわゆる酪農家があります。その時にあそこに乳製品を使った加工というものができない。まだ、準備されていない。多分、これは単なる農産、いわゆる玉ねぎ、いもなど、いわゆる畑からあがってくるものと乳製品をつくるには、いわゆるいろいろな難しい問題があると思うのです。いわゆる細菌の問題などいろいろなのがあって、あそこでは共存できないため、1つの部屋ではできないという問題もあり、あのような形になっているのかというようには思っているのですが、ぜひ交流センターが一番いい訳なのですが、乳製品を使った農産加工というのもできるような設備、施設を何とか考えられないのか。少なくとも訓子府で、先ほども言ったように酪農家も大変励んでいる中で、やはり必要になるのではないかと思います。特に、今回きていただくあるいは北大の方もそうですし、元普及員の小林さんもそうなのですが、やはりいろいろな幅が広がるということからいけば、必要になるのではないのか。その点について、ちょっとお伺いしたい訳ですが、いかがですか。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（佐藤正好君） ただいま、乳製品の加工の可能性ということでのお尋ねをいただきました。実際に、先進町というか近隣市町でも、乳製品のチーズ、ソフトクリームなど有効に活用している事例というのは見受けられます。そのような意味では、酪農家の方々にもそうした新しい方向性を見出すような工夫、努力など発想の転換等もこれから必要になってくるのかと思います。

今、町の補助制度の中でも、例えば「元気なまちづくり総合補助金」など、そのような制度もありますので、例えば、必要なものを希望する農業者あるいは団体等が出てきた時には、町としても最大限支援することは可能でないかと思います。

ただ、現状の施設の中で、議員ご指摘のとおり乳製品に関する加工施設というのは、ありませんので、その意味では、これからの課題ということはいえますが、やはりこれから事業を起こしていく方については、自ら必要なものに投資していくという意欲的なものも大事ではないかと感じております。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） ぜひ、積極的に検討し、取り組んでいただきたい訳ですが、これはあくまでも確かに生産者も含めて力を入れていかなければならない。人任せではだめだというのは分かりますが、ただ、今回の問題について言えば、あくまでも研究試験という



のか、そのレベルの話ですので、あえてそのために北大から来ていただいたり、あるいは元普及センターの人もお願いしながら、何かをつくり上げる前段の部分でありますので、これに対して、やはり町の支援というのは、やはり欠かせれない。そこがなければ、そこがやっぱり生産者だけではクリアできる、乗り越えていくというのは大変かと思えますので、その意味もじゅうぶん分かっていただきながら、進めていただきたいというように思っております。

それでは続いて、この関係では最後にしたい訳ですが、6番目の町内商工業者の経済を支援するようなという問題です。いわゆる商工業者の経済の活性化というか支援策ということで、少し考えてみた訳であります。これは近隣の町村、全道的な状況なども少し見ながら聞きながら考えてみた訳であります。これを新たな制度にしていくというのは、なかなか非常に難しい点もあるとは思いますが、やはり町内商工業者の経済のいわゆる活性化、そして生活を安定させるという意味も含めて、まずは町内の業者に仕事をどう増やしていくかということが非常に大切な観点ではないかと思えます。これについては、今回の臨時交付金の中のいわゆる公共投資の部分に関わることでありますが、1つは制度として、これは単に臨時だから1回きりではなく、できるだけ制度として考えていただきたいという提案であります。1つは、いわゆる住宅リフォーム助成制度のようなことが検討できないだろうか。これは町内に住む人たちの住宅をリフォームした時にある一定の上限は決める訳であります。それによりリフォームをしていただき、それに基づいて町内の業者にやっていただくというような仕組みができないのか。

あるいはもう1つなのですが、小規模工事契約希望者登録制度というようなものがあります。これは全道的にいけば、今、北海道で10ちょっと12、13かな、の自治体でやっているというふうに聞いていますが、管内的にいけば北見市と美幌でやっています。北見でいけば、130万円以下の修繕工事等に関わる事業です。あるいは美幌でいけば50万円以下だと思いましたが、いわゆるそのような小規模なものをやる時に、あらかじめ業者に登録しておいていただき、そこに発注する。当然、その業者の人たちの努力、役割も当然求められるのでありますが、そのようなやはり仕組みをつくりながら、何とかやっていかなければ、本当に町内の商工業者というのは、大変な状況になっていくという思いもいたします。そのような制度化に向けてどう考えておられるのか少しお伺いいたします。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（林 秀貴君） 住宅の関係でございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、第1点目の住宅リフォーム制度でございますが、リフォームの内容につきまして、リフォームされる方の要望、内容によって、多種多様なことがございます。一般的には、北海道ですと環境に配慮した冷暖房のリフォームや一般的に高齢者に対応するためのバリアフリー化というようなリフォームがございます。本町の中で実態的には、住宅に対するリフォーム制度の助成は今のところございません。ただし、バリアフリーに関しては、福祉サイドで行っています介護保険制度、障がい者に対するバリアフリー化ということを行っている実態がございます。それで、私なりに住宅リフォーム制度というのを調べてみました。全国的にも事例はございます。ただし、その実態としまして波及しているというか、どこまで助成しているというところでは、借りた利子分を補給しているという

ことが、自治体では多い実態がございます。この辺をどのようにうちの中で活用していくかということは、今後の検討課題というように認識しております。

それと議員がおっしゃっている小規模修繕契約希望者登録制度ということで、北見市の制度でいきますとまず、北見市が発注する小規模な修繕工事等の資格としましては、競争入札参加に参加していない業者。それと額的には50万円ということ。これを50万円以下の修繕工事に関わる全市的というか全町的な各課の中で50万円以下の修繕工事があれば登録された業者へ発注するという内容になってございます。それでその辺でいきますとその実態が、その大規模の都市とうちのような顔が見えるような町の中で、その制度そのものもいいのかどうかという問題もあると思います。その中で日常的に、うちの町でも各施設を管理しているところに至っては、そのような配慮をしながら、工事を発注している実態がございます。

それと今回の交付金や景気対策の中でも、工事発注がございまして、その中で地域経済の底上げを行っているところでございますが、そのようなその入札資格がある業者が下請業者として、その業者を使うように町としても指導しているということで、ご理解いただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） それでは、大きな項目の1つは終わりました、次の項目です。

今後に向けての町民の足の確保について質問いたします。

本町においても高齢化率が30%を超えまして、そこに目を向けた施策も必要になってくると思われますが、今後安心して住み続ける上でも、足の確保をどうするかというのが課題になってくると考えるところであります。

よって、次の項目について、町長の考えを伺いたい。

まず、1つ目ですが、本町の「住民の足」の確保ということで現状をどのようにとらえているのか、お伺いいたします。

2つ目としまして、町として今後この課題に取り組むとすると、どのような取り組み方を考えているのか、お伺いをいたします。

3つ目であります。単なる足の確保というだけではなく「まちづくり」という観点からもこの問題を考えることが大切かと考えるところでありますが、町長の考えをお伺いいたします。

以上です。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、「今後に向けての町民の足の確保」について、お尋ねがありましたので、お答えさせていただきます。

まず、1点目の「住民の足の確保に関する現状認識」についてであります。各種会合や懇談会などで町民の皆さまから、高齢化が進む中で、安心して暮らせるように足の確保が必要と多くの声を耳にしております。最近では、先月26日の若がえり学級例会で行いました「町長と語る」におきましても、高齢者の移動手手段の確保に関する多くのご意見・ご要望を伺っているところでございますし、生活交通対策は最重要課題の1つとして認識しているところでございます。具体化に向け、検討を進めているところでありますので、この点はご理解を賜りますようお願いいたします。

2点目の「取り組み方法」に関するお尋ねですが、高齢者の方を中心に利便性の向上と経済性、効率性を基本として、どのような交通形態とするのか、運行方式はどうするのか、類似する民間事業者への影響あるいは実証運行の要否など、他の自治体の例も参考にしながら、町民の皆さまのご意見も伺いながら、早期に実現できるように努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後に3点目の「まちづくりの観点でも足の確保策を考えるべきでは」とのお尋ねですが、福祉サービスの充実だけではなくて、人の移動が増えることにより、商店街の活性化や市街地の賑わい創出、あるいはコミュニケーション活動の活発化など、地域の元気づくりにもつながるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 今、答弁いただいた訳ですが、非常に「足の確保」というのは、本当に切実な問題でもありますし、差し迫ってきている問題でもありますので、本当に何とかしなければいけないというのは共通していると思います。ただ、やはり非常に大きな問題で、そう簡単なことではないという思いがいたします。先ほども出ていましたが、やはり財政的な問題も非常に大きな負担になるというのは当然でありますし、仮にいったんこのようなシステムをつくり、いわゆる足を確保しても、それをどのように継続していくのが、またこれ大変なことになるのではないかという思いが、その取り組み方いかんによっては、大変な結末を迎えることにもなりはしないかという思いもするのが実際であります。例えば、このことについては、今回の議会でも初日の佐藤議員あるいは今日の小林議員等々のお話もあり、この問題については、いろいろとこの認識については、重なる部分もありますので、その答えも十分自分ながらかみ締めているところではありますが、ただ、この進め方ということ考えた時に、やはり、非常にこれは大きな財政負担もいる。そして、間違うとなかなか大変な結末になるという思いをすることであります。そのところから考えるとまず、どのようにこの「足の確保」の問題について取り組んでいくのか。まず、出発点をしっかりしなければいけないという思いがいたします。時間もありませんので、私の思いということも先に伝えながら、その方法も含め伝えながら、町長の考えもお聞きしたいということで進めたい訳であります。

まず、本当に実態とどのようなニーズがあるのか。この「足の確保」で町民の中に確かにお年寄りが通院の問題等々あると思います。切実な問題も出てくると思いますが、そのほかも含めて、町内の方々が一体この「足の確保」について、どのような考えを持っているのか。ニーズがあるのかということも十分、やはり少し時間をかけて調べる必要があるのではないかと考えております。

それともう1つが、単なる行政主導で、町がやりますということでは、決してこれは進まないし、あるいは誰かに任せればそれで済むという問題ではないと考えております。そのようなことからいけば、例えば、当然、町長あたりは考えておられるかと思うのですが、いわゆる住民の足を今後どうするかというような協力的なものは当然つくっていかれるかと思うのですが、そこにやはり利用者といわれる住民と役場ともう1つやはり訓子府でいけば交通事業者という形でいけばハイヤーさんがあったり、そのような専門家というか、専門のところがありますので、そういうところの協力を得ながら運営協議会の中でどのような形がいいのかも含め、やはり十分練った、ニーズをとらえながら、それに対し

てどのような形がいいのかというのをある一定の時間をかけてやる必要があるのではないのか。必要ではないのかというような思いをしています。その点について、町長は、取り組み方の1つとして、どう考えておられるのかお伺いいたします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 昨日、今日と佐藤議員とそれから小林議員からも同じような交通手段の確保のことで質問をいただきました。とりわけ、運転ができなくなった高齢者、それから実態としては、三世代同居でありながらも、なかなかご家族に運転をしてもらうことのできない農繁期で足がないということに対する苦慮し、悩み等も含めて、私どもの町でいいますと高齢者人口、65歳以上の人口と夫婦2人のみ、それから1人暮らしの方を考えていきますとそれは比率的にも相当高数値であります。昨日、佐藤議員からも出ましたように数値はできている。そうすると遅かれ早かれというよりも少なくともそう遠くない時期に実践会を中心としたあるいは市街地区の中でも交通機関といいますが、交通体系をやはり明確に示していかなければならないと思っています。今、1つには、まだ具体的な検討には入っておりませんが、まちづくり委員会の中でも議論をしているお話でございますし、具体的な提案をしていきたいという話も聞き及んでおりますので、これを見守りたい。

それからもう1つは、道内各地で行っている先進地の事例も担当部局のほうで把握しています。例えば、スクールバスの多目的な利用あるいはタクシー会社に対する委託、それから民間のバス会社に対するシャトルバスやあるいはふれあいバスといったような様々な形の交通網を整備していくという施策を講じられているようでございます。手っ取り早いといいますが、いろいろな難しい問題もありますが、スクールバスを循環するということは確かに簡単には見えますが、昨日も申し上げましたように、子どもの交通手段というか学校の通学という第一義的な目的を優先的に考えるとかなりの限界があるのではないのかと思っています。かつて町政においても福祉バスを走らせた経過がございます。

しかし、実態としては利用者が当時はあまりいなかったということもあって、継続されてないという状況もありますから、議員ご指摘のように慎重に検討しながら、この「足の確保」の問題につきましては、具体化をしていかなければならないと考えているところでございます。可能であれば、私は2期目の早い時期にというように考えておりましたが、私が町政を2期目を担当するということになった時の重要な最優先課題というように考えておりました。

しかし、それを待てるかどうかということを考えると今年度には一定の検討を具体化するに向けての検討をしなければならないと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 今、答弁いただいた訳ですけれども、そのように今急がなければいけないということも当然あるとは思いますが、ぜひ進め方として、このような形をつくるということでの住民参加の大切さと同時に出来上がったあとにそれをどのように運営していくかというのが、大変であるということをしゅうぶん理解していただき、逆にその運営のためにどのような仕組みがいいのか。やはり私は住民参加で、これは先ほども言ったように交通事業者も含め行政も入り、利用者と三位一体の中で、どのようにしていくこと

が本町にとり「足の確保」が一番有効な方法なのか。そして、それが結果として、いわゆる町の賑わいにどう結びついていくのか。あるいは個々の生活の励みあるいは活性化と豊かな生活に結びついていくのかということをやはり抜きにしてこれは成功しないし、もう一つは、本当に大きな負担ということからいけば、政治的、政策的な判断も伴う事業になるのではないかという気がいたします。その意味からもぜひできれば先進地の大変苦勞しながら、このような事業を確立したというところも、ぜひ職員の方にも研修していただきたいという思いがいたします。例えば、長野県の本巣市です。これは本巣市福島町を中心として、4町が合併してできた本巣市というのがあるのですが、その山田勝さんという本巣市の企画調整課地域振興係長さんがいるのですが、その人が書いたものは、そこもいわゆる合併により大変な足の不便さが出てきた。生活では訓子府とは問題にならないほどの大変な状況になっている訳です。その中でどのように生活交通システムをつくってきたのかということ、いろいろな失敗、良いところも含め経験してきているということもあるようですので、ぜひ、職員の方に行ってください、どのように進めて行ったらいいのか。どのようにして出来上がったものを続けていくのかなどを学んでいただきたいというように思っておりますが、その点について、最後に町長のお考え方を伺います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 昨年、私は広島県を中心にして、広島県内における合併町村の交通体系をどのようにするかというところの視察をさせていただきました。今、議員ご指摘のとおり、本巣市もさることながら、同じように住民の参加と創意工夫で具体化しているようでございますし、大変運営にもお金の面や制度的な面も含め苦慮しているというのも実態でございますので、これらについては、職員も含めさらに検討あるいは学習を深めていきたいと思っておりますので、お力添えを賜りたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 時間がきましたので、これで私の一般質問を終わります。

議長（橋本憲治君） 7番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

これにて、一般質問を終了いたします。

午後2時30分まで、休憩といたしたいと思います。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時30分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

一般質問が終わりましたので、議会運営委員長と協議の結果、日程を繰り上げて進めることにいたしました。

議案第43号、議案第38号、議案第39号、議案第41号

議長（橋本憲治君） それでは、これより提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第43号、議案第38号、議案第39号、議案第41号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に議案第43号の質疑を許します。議案書22ページでございます。

9番、上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 9番、上原です。議案43号の関係であります。この議案の中で、平成21年10月1日から平成23年3月31日という期間限定での改正であります。これらについて、この期間限定の意味するところというのは何なのか。例えば、この負担が少なくなるのか多くなるのか、それをどのように見越しての提案なのか。その辺について、分かればお示しをいただきたい。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（八鍬光邦君） ただいまのご質問ですが、今回は、緊急の少子化対策ということで、財源が見込める間の分ということで、23年の3月31日までということになっているかと思うのですが、この制度の存続といいますか23年3月31日以降につきましては、厚生労働省で今、暫定期間に妊婦の負担の軽減を図るため、出産は今、保険給付外なので保険給付にするとかしないとか、その費用のあり方をこの間に検討しようとしているものでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようなので、議案第43号の質疑を終了いたします。

次に、議案第38号の質疑を許します。議案書1ページでございます。

ご質疑ございませんか。

番、工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） それでは少し質問いたします。ページでいけば4ページになりますが、公有林の管理費の関係で、経費区分2の委託料です。これの町有林立木調査等管理業務として、200町を3年間かけてというようになっておりますが、どこがというか誰が実施するの。誰がというのは、調査をするのかということと、どのようになっているのかお答えいただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（佐藤正好君） 議案書4ページ、上から3項目になります町有林整備事業の町有林立木調査等管理業務の関係でございます。今、想定しておりますのは、新世紀森林組合でございます。この町有林立木管理業務調査委託につきましては、国の「ふるさと雇用再生特別対策事業補助金」の100%補助を財源として行う関係上、委託業務ということになってございまして、置戸町の新世紀森林組合を予定しているものであります。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

9番、上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） この歳出の関係であります。5ページであります。8款ならびに10款です。その中で樹木保全診断があります。この樹木診断であります。7本という説明だったと思えます。1本に対する負担といいますか診断料というのは、これを割り替えた数値になるのかどうか。それと風倒木による被害があったという説明の中での予算であります。相当年数の経っている樹木が公園または小学校の側に立っているという状態ではありますが、これらについて、7本と7本の計14本。これだけで心配ないのかどうか。その辺の見通し等について、被害が出てから対応するのかどうか。その辺につい

て、お答えをいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 管理課長。

管理課長（上野敏夫君） ただいま、ご質問いただきました樹木の保全診断業務でございますが、これにつきましては、5月17日に訓小校長宅裏のヤチダモの木が倒れたものでございます。これの最後の診断というのを平成17年に実施してございます。そのあと急速に腐食が始まったものと考えてございます。これに基づきまして、私どものほうでは、毎年度、目視によります点検をしまいたい。目視につきましては、専門業者をお願いをして実施をしまいたいということでございます。この単価につきましては、25万円を7本で割ったものでございます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

1番、佐藤静基君。

1番（佐藤静基君） 1番、佐藤です。4ページ、下段の衛生費の中で、委託料にスクラムミックス事業の処理が負担金から委託料に変わった。これについて、訓子府町からもこの以前の事業では、議員を出し運営していた訳ですが、負担金から委託料に変わることによって北見市に実質、委託している訳ですから、これだけかかったので、これだけお金をくださいということになると思うのですが、中身については、実際、例えば借金もあるだろうし、いろいろなものについては、どなたがこれを納得というのか、示された数字の額を出すことになるのか。その辺の内容については、どのような具合にその確認といたしますか。どう言ったら意味が分かりますか。そのことはどうなるのかということです。

それから今、上原議員からも、都市計画費での公園内の木のことについて、全員協議会でも説明がありましたので、概ね理解できるのですが、以前に遡ると平成11年に大きな風が吹き、神社の木が小学校に向かって倒れたのです。今でも稲荷さん側にあるタンノメム川に架けている橋の欄干が曲がったままであり、あれは木が倒れた跡です。今も直っていないですから、そのまま架けてあるのですが、あの橋は、学校に向かっており、ある面では通学路に使っているのか自由に入れるところなのです。今回、いわゆる診断をする段階で1つ目には、どれくらいの期間を目指し、診断事業にやるのか。3年もてばいいとか10年先までにするのか。いかんせん、かなり古木なものですから、いつ倒れるか分からない。それで以前いた議員さんもいろいろこのことに関心をもっていました。例えば、スクールバスの乗り場にある木が、風が吹くと根元が浮いて動いている。実際そうでした。あの木も今回の対象になるのか。いわゆる安全面から考えますと必要があるのではないかと。それからこの間も、少し時間があつたので中を30分くらい見たのですが、確かに枝を切ればいいのと思ったのもあり、一部は校舎の屋根を越しているような状況もある。それから例えば、小学校の中庭にある木が1本、何の木が分かりませんが、外灯の線が枝の中へ入っている。通常、外灯の線が枝の中を走ることはありません。枝を落とすのですが、非常に危険な状態にある。例えば、これは神社の関係なのですが、木の傷み方からすれば神社の敷地内が非常に危険な状況にある。予算の関係もあるのでしょうかなかなか手入れをしないので、枝が上で重なり合っている。そして、古い枝が腐り、死んだ枝がぶら下がっているような状況であり、これもひとつ今回診断するのであれば、町民が自由に入りする場所ですので、安全を考えますと神社の境内は町の公費だけでやるという訳には

いきませんから、たまたま神社の決算書を見ますと残金が220万円ほどありました。目的はこれに使うのですが、この際、やっぱり安全と立派な神社を建てた訳ですから、もし、危険な古木があったり、中には名木になるものもあるかもしれません。町の名木というのですか。そのこともありますから、名木として将来本当に金をかけて保存する必要があるのか、場合によっては、私はこのような時ですから、処分するのは聞きづらいのですが、安全のために検討してはどうか。町だけでやるのではなく、神社にも相談し、この際やりませんかと声をかけてはどうか。また、弓道場もありますし、特地的の小屋裏を見ますと枝が折れ屋根に枝が落ちトタンが痛み、へこんでいるような状態ですから、あの辺を学校と神社、町で総合的に判断されるほうが良いのではないかなというように思っています。それとあそこは道が指定した環境緑地保護地区なのです。昭和50年に指定され、今、何かと言ったら失礼になりますが、私がこの件について質問した時は、新開さんという方がやっていたのですが、今、調べると中央の諸橋裕さんが管理を任されているということがありますので、あの方とも相談され、簡単に切れないのだと言われましたから、その辺もやはりこの際、お金をかけるのであれば、将来を見越した方法でやられたほうが良いと思いますので、どうですか。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（平塚晴康君） 4ページの衛生費、スクラムミックス事業の関係でございますが、これにつきましては、北見市、置戸町、訓子府町で協定書を結んでございまして、その中で負担割合の持ち方ということが記載されているものでございます。それにより負担をするということで、処理容量などやそれから起債の償還は、その負担割合ということで、それぞれ契約と協定書を取り交わして、事業を進めているというようなことでございます。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（林 秀貴君） 2点目のお尋ねの保全木の診断の関わりで、事業期間はどれ位かかるのかというご質問でございますが、今回の業務内容については、先ほど管理課長もお答えしたように、今年5月に倒木があり、その危険性がある同じ年数の木が多いということで、その倒木や枝の<sup>かた</sup>瑕疵があるようなものも含め、緊急的に内容を見る。それと元々、原生木でございますので、今後の保存も含めた中で、どのようなことが保全業務として、保全するために必要なものかということ診断していただくような業務内容となっております。その診断内容により、危険性があり、倒木というか切り倒さなければならない木があれば、それを緊急的にやらなければならない。それと枝についても、古木というのか大木ですので、そのような枝も危険性のあるものも含め、緊急的な対応をする。それと保全については、その診断結果を見て今後、検討していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 1番、佐藤静基君。

1番（佐藤静基君） 1番、佐藤です。最初の衛生費の関係で、協定により負担の割合は、処理量や借金などもそのように決まっているということなのですが、この数字の確認というのは、北見市で示されているので、訓子府は、すぐ払うということになるのですか。その辺のいわゆるその委託料になりますから、その数字のいわゆる協議といいますが確認みたいなものは、担当課でやられるということになるのですか。



それと続けてもう1回、後半の関係で、今回、樹木診断の1つには、やはり安全のためにやるのだと思うのです。安全のために、範囲はどこからどこまでやられるのか。これには出ていませんが、神社の境内は、自由に出入りしますので、この件については、担当が違うから一切障りなしとするのか。あるいは町民ことを考え、この際、神社の方とも相談し、対応するつもりなのか。その辺はどのように考えていますか。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（平塚晴康君） 衛生費のスクラムミックス事業の関係でございますが、これは先ほど申し上げました協定書に基づいて負担割合が決まっております。そのスクラムミックスセンターに搬入した容量割合というのもございます。これはその前々年度1月から前年度12月までということで規定されております。そういったことで、その搬入についても、町のほうにそれぞれ年間の集計もきますので、確認はできるというように考えています。最終的には、北見市との委託契約ということになりますので、その中で地方債の償還についても個別に記載されておりますし、その償還額については、本町分というのか、先に示されております。また、後年度分も含め示されているということでございますので、その後も確認はとれるということでございます。

以上です。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（林 秀貴君） 中央公園の今回の業務範囲でございますが、中央公園につきましては、議員が言われるその道には、公衆トイレがございます。神社との間にトイレへまっすぐ行く道路の東側が中央公園で、タンノメムも含めて、その範囲の中が、中央公園でございます。それで今回の中央公園に関する樹木の対象は、7本ということで、公衆トイレ付近のハルニレが5本、それとタンノメム川沿いのハルニレが1本と噴水付近のヤチダモ1本を選定した理由につきましては、古木であり、前回、平成11年度に診断業務を行っていますが、その診断木の経年変化を見るために、古木であるその7本を選定してございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（佐藤正好君） ただいまの質問の中で訓子府神社の関係でございます。診断も含めあるいは伐採を一緒にしては、良いのではないかなというようなお話でございました。議員ご承知のとおり、訓子府神社の立木につきましては、環境緑地に指定されてございまして、手続きのことを申しますとまず所有者である神社から町に対して伐採届を出す。そして町は、その伐採届が妥当と判断した場合、道に対して進達する。そして、道が許可するかどうかは、その先の話になる訳です。今回、こうしたご意見もいただきましたので、環境緑地の関係は農林商工課です。神社のほうにお話をさせていただき、そうした取り組みもできるかどうかのお話させていただきたいと思っております。その上で道のほうともご相談をした上で、何らかの対応ができるかと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 管理課長。

管理課長（上野敏夫君） 先ほど、佐藤議員から訓小ロータリーのハルニレの木が、この診断の対象になっているのかというご質問がございました。これは、対象になってございます。それで以前からもいろいろと危惧されている部分でございますが、今回の診断に

よっては、もちろん保全も大事なのですが、やはり人の生命が優先されますので、それも含めて、今後、検討させていただきたいというように考えてございます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

8番、西山由美子君。

8番（西山由美子君） 8番、西山です。5ページの10款、5目、2項、18区分、備品購入です。カラオケ機器181万6,000円というのは、想像できないくらい高いような気がするのですが、今まで使っていたものとの程度違い、町民の方に広く使っていただけるものなのかどうか。その辺を具体的に教えてください。

議長（橋本憲治君） 社会教育課長。

社会教育課長（小野良次君） ただいま、西山議員のご質問ありました。現行で使っているカラオケ機器とどのように違うのかということでございますが、まず、現行のカラオケ機器につきましては、調べたところ平成13年度に136万円程度で購入しております。それから、今度、購入しようというものは、181万6,000円ということで、その差はありますが、特に、今回、購入を重点的に考えたのは、8年が経過している古い機器のために、カラオケ機器のハードディスクと言いますが、そのいろいろな情報が入っているハードディスクの容量が限界に達しております。そのことにより今回、備品購入ということで購入しようとするものです。

それから、もう1つご質問ありました。町民に広く使ってもらえるのかということの質問でございますが、現在、カラオケ団体とサークルが9団体ございます。その団体の使い方大体1年間フルに使っていただく。それから、申請があれば個人的にもお貸しするという形になると思います。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

8番（西山由美子君） 8番、西山です。その古い機器は壊れたということではないのですね。その機器は、今後、どのようなになるのですか。

議長（橋本憲治君） 社会教育課長。

社会教育課長（小野良次君） 古い機器の今後の使い方ですが、その容量が続く限り使います。今、2階の視聴覚室にございますので、それを1階にもってきまして、汎用的に講堂とか、いろいろな大会や発表会がございまして、その時点で使っていただくという形で考えております。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

7番、工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。5ページの農林水産費の牧場費の関係です。牧場管理運営事業に係わる需用費、この修繕料の14万7,000円の追加ということでありますが、これは、電柱ということをお聞きしていますが、もう少し、どのような追加で電柱を立てるのか。牧場内の電柱の建て替えということですか。これについて、少しお聞きしたい。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（佐藤正好君） 5ページ、6款、1項、7目、牧場費にあります修繕料の内容についてお尋ねをいただきました。牧場事務所から放牧地の中にポンプがあるので

すが、そこまで高圧線が走っております。何本かはコンクリート柱なのですが、今回、倒れました電柱については、木柱でございました。ちょうど曲がり角のところにあり、非常に圧がかかりやすいところだったものですから、それが根元から折れた。それで、コンクリート柱をあらかじめ銀河線跡地で使っていたものを保管しておりましたので、それに付け替えをしたということでございます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第38号の質疑を終了いたします。

次に、議案第39号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。6ページでございます。

9番、上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 9番、上原です。9ページになります。歳出の関係で、出産一時金の件ですが、この9名の想定で予算を上げてあります。この対象範囲ですが、妊娠4ヵ月以降を対象として、例えば、双子の場合ですとその子ども一人ひとりに対して、同額の出費をするという約束事であると思うのですが、これらの状況も踏まえた9名の想定なのかどうか。さらに4ヵ月以降が対象ということですから、最悪にして流産した場合の対応も、これに含まれるのかどうか。その辺について、説明を願いたい。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（八鍬光邦君） 議員がおっしゃるとおりでございますが、今回、10月1日からの半年間ということになるものですから、この21年度につきましては、18名の出生を国保に係る部分ですが見込んでおまして、その半分の9名分として予算を見まして4万円掛ける9名ということで36万円。今、お話ありました例えば、双子の場合、3つ子の場合、全部そうですが1名につきこの金額があたる。双子さんが産まれるか3つ子さんが産まれるかは、その想定はしていませんが、今、例年の出生の数でいきますと28名から30何名という数字で推移していますが、今の段階で、4月1日から6月19日までの全体で訓子府町に出生届があったのが11名。そのうち国保に加入している方が4名。今、9名分ということでお話していますが、これから9月末までの現行の出産育児一時金の額があたるであろうと思われる人が、この後、13名が今のところ母子健康手帳を発行している。そのうち国保と思われる方が今の段階では、4名位かなということでございます。人数的には6つ子とか7つ子とか出ない限りは何とかなるということで想定させていただいております。

流産の関係では、不幸にして死産ということになりました場合、4ヵ月を超えた後に、その原因が発生すれば、その方にも支給するということとなります。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第39号の質疑を終了いたします。

次に議案第41号の質疑を許します。議案書14ページでございます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第41号の質疑を終了いたします。

以上をもって、質疑を終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論を願います。

討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第43号、議案第38号、議案第39号、議案第41号の採決をいたします。

討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

議案第43号、議案第38号、議案第39号、議案第41号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、議案第43号、議案第38号、議案第39号、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議案第40号、議案第42号、議案第47号

議長(橋本憲治君) これより提案理由の説明が終わっております議案第40号、議案第42号、議案第47号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第40号の質疑を行います。議案書10ページでございます。

1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第40号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号の質疑を行います。議案書18ページでございます。

1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第42号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号の質疑を行います。議案書41ページでございます。

1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第47号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第44号、議案第45号、議案第46号

議長(橋本憲治君) これより提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第44号、議案第45号、議案第46号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に議案第44号の質疑を許します。24ページでございます。

9番、上原豊茂君。

9番(上原豊茂君) 9番、上原です。ここでこの条例の中で第69条から第71条の追加がございます。内容については、暴力団の関係を排除ということではありますが、今までいろいろな形でつまづいている個人情報保護法との絡みなのですが、このような暴力団という件ではありますが、これらの身辺調査という意味では、個人情報保護法に引っ掛かってこないのかなのか。その辺についての説明を願いたい。

議長(橋本憲治君) 建設課長。

建設課長(林 秀貴君) 暴力団員であるかどうかという排除の関係で、個人情報の関係でございますが、暴力団員かどうかということは、法の中で規定されている暴力団員ということであり、その情報については、それぞれの警察署のほうで把握している。今後、この条例が可決されれば、この後、警察と町とで協定書を結びまして、その中で情報関係についての協定をそれぞれ結び、個人情報保護法をその協定の中で、守られていくという形で進むことになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長(橋本憲治君) 9番、上原豊茂君。

9番(上原豊茂君) その関係は分かりました。ややもすると警察ではなく、回りから

意図的な情報を流し、それがいろいろな形で、その住宅を確保するということに影響を及ぼすようなことが、無きにしもあらずという感じがする訳であります。これらの関係からするとあくまでも警察とのやりとりであり、周りからの情報、例えば、悪く言いますと警察にそれらの情報を悪意で流し、それが例えばこの住居確保の関係に影響したというようなことになった場合の問題点は影響ないのかどうか。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（林 秀貴君） まず、流れといたしまして、これから7月1日以降の入居予定者に関しましては、その方がもちろん暴力団員である場合は、入居を許可しないという形になります。その際、機械的に入居予定者を皆さん暴力団員であるかどうかという照会を警察署に照会する訳ではなく、疑わしい人、特に、うちのような小規模の自治体であれば顔が見えますので、町内の入居予定者に関しましては、そのようなところでの問題はないかと思えます。特に分からないのが、町外からの転入者についてです。その人に関しても入居を申請する際に、いろいろ生活状況などを聞き取りながらやりますので、その辺で疑わしい人に関しては、警察へ照会して、照会された方に対して警察では、その情報を把握しているので暴力団員であった場合は、暴力団員でありますと回答があり、違う場合は違いますという回答がきてから入居を決定する。分からない間に何て言うのですか、この法の施行後に暴力団員に、もしかしたらなる方もいるかもしれません。その場合については、警察のほうで先ほど言ったように、法で規制されている暴力団員であれば警察で把握していますので、そういうことであれば警察から、このような方が、もしかしたら町営住宅に入居しているのではないかという情報をいただいて、あくまで警察と連携しながら、暴力団排除に努めていくということですので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） ご質疑ございませんか。

1番、佐藤静基君。

1番（佐藤静基君） 1番、佐藤です。上原議員の質問でおおよそ分かるのですが、あと1週間後に施行される訳ですから、担当職員は、おそらく町で貸している訳ですから、おそらく町の職員が先頭に立って対応すると思えます。それでその辺の準備というのは、もう当然できているのだと思えますが、今、上原君の言われたプライバシーの件なのですが、確かに、広域暴力団が対象だと思えますが、これは警察には情報があるかもしれないのですが、実際、問題を起こすというのは、それだけではない訳でして、1つ、今、入っている方の身元調査みたいなことは、やるのですかやらないのですか。それと当然、全国的なものですから、そのマニュアル的なものに沿ってやるのだと思えますが、そのようなものがきちんと準備されているのか。そのところ重複しますが、分かりやすく話してください。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（林 秀貴君） 現在、町営住宅等に入居されている方の身辺調査という部分でございますが、この条例を制定するにあたり警察といろいろ協議させていただいて、うちの町営住宅等に入居されている方の中で暴力団員として、今把握している中ではおられないということで、今後、対応していかなければならないのは、これから入居される方、先ほど言いましたように、これから暴力団員にもしくはなられる方がおられれば、その辺をなされた方っていうのですか、そういう方に対しての対応になるかと思えます。

それと全国的なマニュアルということでございますが、もちろん、その方法については、警察から、先ほど申し上げたように協定を結びまして、それになった形でのマニュアルというのか進め方をする予定でございますので、その辺でご理解いただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 8番、西山由美子君。

8番（西山由美子君） 8番、西山です。例えば、建設課に入居申込者が来て、見た目が怪しい人だったら、窓口で判断するのですか。例えば、1件の町営住宅に2件以上の申込があると選考委員会にかけられますが、その前の段階で町が把握するというのですか。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（林 秀貴君） 今のご質問の中で、窓口でその辺を判断するかどうかということでございますが、あくまで警察に照会するのは、今、議員のおっしゃった例で申し上げますと1件の入居に数名が来た段階ではなく、町の選考委員会の中で、決定された方が疑わしい人であれば、それを警察に照会するという形になる。そのような流れになっております。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第44号の質疑を終了いたします。次に、議案第45号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。30ページでございます。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第45号の質疑を終了いたします。次に、議案第46号の質疑を許します。議案書35ページでございます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第46号の質疑を終了いたします。以上をもって質疑を終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論を願います。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第44号、議案第45号、議案第46号の採決を行います。討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

議案第44号、議案第45号、議案第46号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号、議案第45号、議案第46号は原案のとおり可決されました。

請願第1号

議長（橋本憲治君） 日程第14、請願第1号を議題といたします。

議案書42ページでございます。

まずもって、紹介議員の説明を求めます。

佐藤静基君。

1番（佐藤静基君） 議長から請願書の提出のお許しをいただきましたので、その内容について、請願趣旨の朗読によりまして、説明にかえたいと思いますのでご理解をいただきたいと思ひます。

水田・畑作経営安定対策の見直しを求める請願書。

訓子府町議会議長、橋本憲治様。

紹介議員、佐藤静基。

請願者、訓子府町字日出297、訓子府農民組合委員長、杉田重則。

（以下、請願書朗読、記載省略）

以上、請願の内容をご理解の上、ご審議いただき、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） これより質疑に入ります。質疑は、紹介議員に対する質疑とします。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。お諮りいたします。

本請願は、委員会付託を省略し、討論に入りたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより請願第1号の採決を行います。

本請願を採択することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は採択されました。

ここで、暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時35分

議長（橋本憲治君） 休憩を解き、会議を継続いたします。

追加日程の議決



議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

ただいま、工藤弘喜君ほか3名から、意見書案第4号 水田・畑作経営安定対策の見直しを求める要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第4号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

#### 意見書案第4号

議長（橋本憲治君） 意見書案第4号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、意見書案第4号について、ご説明をいたします。

意見書案第4号

水田・畑作経営安定対策の見直しを求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成21年6月24日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者 議員 工藤弘喜  
議員 西山由美子  
議員 上原豊茂  
議員 橋本憲治

次のページをお開きください。

この要望意見書の内容につきましては、先ほど、請願の中でありました紹介議員の佐藤議員よりご説明がありましたので、この中身につきましては、請願第1号と同様でありますので、説明は省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成21年6月24日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

内閣総理大臣 様

農林水産大臣 様

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上であります。

議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑とします。

1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第4号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 所管事務調査について、議員の派遣について

議長(橋本憲治君) あとで配付しております追加議案、所管事務調査について、および議員の派遣についてであります。

お諮りいたします。

総務文教常任委員会及び産業建設常任委員会の2常任委員会の委員長から、所管事務調査について平成21年度閉会中も継続して調査できるよう議決の願い出が議長に対して出ております。これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、2常任委員会の委員長から願い出のあった所管事務調査項目について、平成21年度中も継続して調査できるように決定いたしました。

次に、議員の派遣についてであります。

お諮りいたします。

議員の派遣については、別紙のとおり議員を派遣することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

#### 閉会の議決

議長(橋本憲治君) 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

#### 閉会の宣告

議長(橋本憲治君) これにて平成21年第2回訓子府町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時42分